監査結果公表第23-10号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法 第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成24年3月2日

 八尾市監査委員
 八百康子

 同
 平田正司

 同
 花村茂男

 八尾市監査委員職務執行者
 冨永峰男

記

1 措置の通知

平成14年度から22年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知 平成24年2月28日付け 政行第68号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話番号 072-924-3896(直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員 八百康子様八尾市監査委員職務執行者 富永峰男様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年1月20日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

〇平成14年度包括外部監査について

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務 事務について

〇平成15年度包括外部監査について

補助金の財務事務の執行について

〇平成16年度包括外部監査について

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

〇平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

〇平成20年度包括外部監査について

国民健康保険事業及び介護保険事業について

〇平成21年度包括外部監査について

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

〇平成22年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

※なお、平成17年度包括外部監査「「公の施設」の管理運営について」及び平成18年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成24年1月20日現在)

【参考】

年		糸兰	果意見の	平成 23 年7月 20 日	今回	回取り組み済みとなっ	た項目	次回以降要対応
度	監査の内容	ΨE	件数	までの取り組み済み 件数	取り組み済み 件数	うち「措置済み」 件数	うち「市の判断により対応」件数	件数
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出 資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に	結果	22	21	0	0	0	1
	関する財務事務について	意見	53	51	0	0	0	2
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9				0
13		意見	246	244	0	0	0	2
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理	結果	0	0				0
10	に関連する事業について	意見	30	28	0	0	0	2
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4				0
17	「五の肥政」の自立建善について	意見	50	50				0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行	結果	10	10				0
10	及び経営に係る事業の管理について	意見	62	62				0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4				0
13	八日 見にかかの別がずかに ン・・・・	意見	33	24	0	0	0	9
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	1	0	0	0	2
20	国人庭原体ਲず未及い月 疫体ਲず未に ブリン	意見	19	16	0	0	0	3
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行につ	結果	10	2	3	3	0	5
۷۱	いて	意見	44	35	3	3	0	6
22	歳入の執行事務について	結果	5	2	0	0	0	3
	が終ノスマンナハ・1 子 4万1と ンV・C	意見	25	3	3	3	0	19
	合 計	結果	67	53	3	3	0	11
	П П	意見	562	513	6	6	0	43

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したもの。

1. 平成24年1月20日現在で改善措置等を講じた事項

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

3. 契約別監査の結果

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針	H24.1.20 までの措置の内容と改善の方針
1 1	市民ふれあい課	東 日 市立山本コミュニ ティセンター機械 式駐車装置保守 点検業務委託契 約(表中3)につい て	当該契約は年8回の立駐装置保守点検業務及び年2回の管制・料金システム保守業務であるが、管制・料金システム保守点検業務に関しては点検報告書を入手していなかった。契約内容の履行を確認するため、点検報告書を入手すべきである。また、契約金額の積算根拠となる単価について、内訳書を精査するなどにより金額の妥当性が検証されていない。業者の見積提示額で契約を締結するのであれば、金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の	平成 23 年度の契約にあたり、契約金額の積算 根拠となる単価について、内訳書を入手して、金 額の妥当性につき検証を行ったところであり、今 後も金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の 妥当性を検証してまいります。	立駐装置保守点検業務及び管制・料金システム保守点検業務に関して、点検報告書を入手し、契約内容の履行を確認しました。 平成23年度の契約にあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、内訳書を入手して、金額の妥当性につき検証を行いました。また、契約締結後も金額算定の基礎情報を入手したうえで履行内容の確認をし、更なる検証をした結果、妥当であると判断しました。
2	市民ふれあい課	八尾市立山本コミュニティセンター 清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター 清掃等業務委託 契約(表中5、6) について	妥当性を当然検証すべきである。 業者の見積書を基に契約金額を決定している。当該金額は月額単価×契約金額で算定されている。しかし、月額単価について、内訳書を入手しておらず、妥当性を検証していない。清掃業務に関しては人件費が主要な内容と考えられるので、一人当たり人件費、間接費、必要工数の見積りなどを記載した内訳書の入手を行う必要がある。	平成 23 年8月1日からの長期契約締結にあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、人件費、間接費の記載のある積算内訳書を入手して、金額の妥当性につき検証を行ったところであり、今後も金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を検証してまいります。	(措置済み) 平成 23 年8月1日からの長期契約締結にあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、人件費、間接費の記載のある積算内訳書を入手して、金額の妥当性につき検証を行いました。また、契約締結後も金額算定の基礎情報を入手したうえで履行内容の確認をし、更なる検証をした結果、妥当であると判断しました。(措置済み)
3	学務給食課	調理場排気設備 清掃業務委託契 約(表中 11)につ いて	契約書には仕様書に基づき作業を行う事と明記されているが、仕様書が作成されておらず業務内容及び全体工数を確認することが出来ない。よって、仕様書に基づき作成される見積書は各学校ごとに作成されているが、単価は全て同一であり、見積金額の妥当性について適切に判断することはできない。入札に際し仕様書は不可欠なものとなるため、早期に仕様書を作成することが必要である。	各学校給食調理場の排気設備について調査 及び仕様書の作成を完了しており、入札実施に 向け事務を進めております。	平成 23 年度の当業務の委託にあたり、各学校給食調理場の排気設備について作成した仕様書により入札を実施し委託先の選定を行なったところです。当業務の委託先選定にあたっては、今後も仕様書に基づき、入札を実施してまいります。 (措置済み)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

6. 契約別監査の結果

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	資産税課	平成 21 年度向け 固定資産税シス テム評価替え対 応業務委託契約、 平成 20 年度固価 資産(土地)評価 システム業務委託 契約(表中1、5)	八尾市財務規則第 116 条第2項によると、「契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。しかし、1及び5の契約に関しては、いずれもシステムに関係する業務委託であり、システムに精通している業者との間での契約を必要とし、他の業者から同一規格・同一仕様の見積書を入手することは困難	表中1については、業務の専門性や特殊性から随意契約としているが、意見にある妥当性の検討のため、同一規格・同一仕様の見積ではなくとも、同レベル相当による見積書を複数の者から徴し、対応します。	表中1について、業務の専門性や特殊性から 随意契約としているが、意見にある妥当性の検 討のため、平成 23 年度契約締結に際し、工数 等内訳明細書を入手し、さらに同一規格・同一 仕様の見積ではなくとも、同レベル相当による 見積書を複数の者から徴し、妥当性を検証いた しました。 (措置済み)
	₩ 3 5 4 Λ Δ = FR	について	であるとして、入手していない。 しかし、たとえ他の業者の見積書を入手できなくて も、仕様、部品、工数など明確な内訳書を入手し妥当 性の検討を行うべきである。		
2	学務給食課	学校給食用パン 及び米飯包装業 務委託契約(表中 14)について	当該業者と長期継続して随意契約が結ばれており、過年度と同じ単価で契約されている。パン及び米飯の納入業者の選定は、大阪府スポーツ教育振興財団が大阪府下のブロックごとに決定しており、市が行ってない。また、当該契約はパンおよび米飯の納入に付随する業務であるので当該業者と随意契約とすることに合理的理由があると思料される。しかし、納入の単価については、前年度実績ベースで決定されており、今後については、周辺市町村に価格の調査を行うなどし、価格の妥当性の検討をはかられたい。	平成23年度の契約にあたり、周辺市町に調査を行い価格の妥当性について検証を行なったところであり、今後も継続して調査を実施するなかで契約単価の妥当性について検証してまいります。	平成 22 年度、平成 23 年度の契約にあたり、周辺市町に調査を行い価格の妥当性について検証し、適正であると判断したところです。当業務の委託にあたっては、今後も継続して調査を実施するなかで単価の妥当性を検証し契約してまいります。(措置済み)
3	学務給食課	給食用リフト保守 点検業務委託契 約(表中 15)につ いて	月額単価の 12,600 円と 14,200 円の差はリフトの高さが3階用と4階用の差である。単価については、過年度から同額であり、価格の妥当性については検討されていない。また、業者から徴している見積書には単価の内訳は記載されていない。単価については、ここ数年値上げされておらず、予算の適正化には十分配慮されているところではあるが、詳細な見積書を入手するなどして、金額の妥当性の検証が必要であると考える。	平成 23 年度の契約にあたり、詳細な見積書を 徴して金額の妥当性について検討を行なったとこ ろであり、今後も詳細な見積書を徴することで契 約額の妥当性を検証してまいります。	平成 22 年度、平成 23 年度の契約にあたり、詳細な見積書を徴して金額の妥当性について検討を行ない、適正であると判断したところです。当業務の委託にあたっては今後も詳細な見積書を徴することで金額の妥当性を検証し契約してまいります。 (措置済み)

【平成22年度】歳入の執行事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 手数料

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	手数料の見直し	市における手数料の設定について受益者負担の観	平成 23 年度におきまして、全庁的な検討会議	検討結果に基づき、平成23年12月市議会に
		について	点から考えると、現行の手数料は、各種証明書発行	を開催し、適正な受益者負担額への見直しを行	関係条例の改正案を提出し、議決されました
			のために必要な費用を大きく下回る金額で設定され	っております。なお、検討会議の内容や他市にお	(平成 24 年4月1日施行)。
			ているため、差額に関して現状では税で賄われてい	ける状況等も踏まえ、平成23年度中に関係条例	(措置済み)
			る結果となっている。	等の改正を行い、平成 24 年度から施行できるよ	
			また、市と同規模の他市と比較しても現在の手数料	う見直しを進めております。	
			は低めに設定されているといえる。		
			「受益と負担の公平性確保」の基準においては社会		
			経済情勢に応じて、おおむね3年から5年に1回受益		
			者負担額の見直しを実施するとされているが、現行		
			の手数料に関しては平成5年に決定されたものであ		
			る。市における厳しい財政状態に鑑みれば、適正な		
			受益者負担額に見直す時期にあるのではないだろう		
			か。		
			なお、窓口での申請、郵送による申請など、申請方		
			法により証明書発行までの必要費用が異なることか		
			ら、適正な受益者負担額の算定にあたっては、証明		
			書の発行方法までに踏み込んだ検討を実施すべき		
			ではないかと考える。		

7. 市営住宅使用料

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	住宅管理課	駐車場使用料の 算定根拠につい て	駐車場の使用料は、西郡住宅が一区画2,000円、他の団地は一区画6,000円と設定されている。駐車場の使用料は条例で定められておらず、府営緑が丘住宅における駐車場使用料8,000円を元に決定された。しかし、近傍地と比較して市の駐車場使用料は低く設定されている。一般的に自動車は奢侈品としてとらえられるため、駐車場使用料と住宅使用料とは性格を異にするものと考えられる。近傍駐車場の利用料や利便性を考慮した上で、使用料を見直す必要がある。	標準宅地価格、土地の利便性等を考慮して定めることとする予定です。	条例の改正について議案提出を行い、駐車場 使用料についての規定を設け、駐車場使用料 の算定根拠については、近隣府営駐車場料金 や周辺民間駐車場の料金相場、標準宅地価

10. 水道料金

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	お客さまサービス	マンショ	ン等の給	水道料金について滞納が生じた場合、個々の事情	現状としては、他市の対応状況等を調査して	他市の対応状況の調査を終了し、前回まで
	課	水停止排	措置につ	を勘案して給水停止措置をとるか判断される。この給	いるところであり、マニュアル化に向けては、一般	の取り組みと同様、法的措置(支払督促等)も
		いて		水停止措置は、滞納を減少させる効果的な手段とい	世帯と同様、給水停止の要件に該当する滞納が	含めた対応と共に、トラブルを起さず居住者の
				うことになる。	生じた場合、管理会社に対し、このまま支払がな	理解を得られるよう、「給水停止予告書」や、
				ただし、マンションの管理会社と給水契約している	ければ給水を停止する旨の文書と、居住者に対	「給水停止執行通知」等の文面を整理し、業務
				場合、水道料金を滞納しても給水停止措置は講じて	しても給水の停止理由等を記した文書を配布し	マニュアルを作成いたしました。
				いない。これは、個々の住民は管理会社に水道料金		それに基づき、今後も、最終的には、給水停
				を支払っていることが想定されるため、マンション全		止を実行することも含めた納付交渉を行うこと
				体の給水停止措置まで講じることはできないという理		により、滞納額の縮小に努めてまいります。
				由によるものである。	する流れとなりますが、ただ、文書を投入した時	(措置済み)
				市民にとって重要なライフラインであるため、4か		
				月の滞納をもって即給水停止措置を講じるのは確か		
				に困難であるが、マンション全体での契約になると滞		
				納が生じた場合金額が多額となるため、そのような		
				特殊な契約形態において滞納が生じた場合の対応		
				策をマニュアル化するなど、新たな対応策を充分検		
				討すべきある。	応をとっていくことになると考えています。	
					いずれにしても、滞納が多くない時点で現地訪	
					問などにより支払約束を取り交わす措置をとるこ	
					しとにより早い対応を行うことが重要であるとの認	
					識から、新たな対応策として、督促委託業者との	
					月間収納報告会議の際の管理会社の事前チェッ	
					クや、市長部局関連機関との情報交換を積極的	
					に行うなど、『法的措置~停水処分』のマニュア	
					一ル化を目的とせず、早期回収の取組強化を促し	
					た上での法的措置対応を含んだマニュアル化を	
					目指し、更に検討を重ねています。	

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成14年度】 出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

(1)財団法人八尾市清協公社について

番	所管課	項 目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針	H24.1.20 までの措置の内容と改善の方針
1	環境施設課	退職給与引当金	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当	平成 20 年度決算から、退職給与引当金を一部	平成20年度決算から、退職給与引当金を一部
		の計上不足につい	金として計上する必要がある。	計上しています。また平成 22 年 12 月の退職金条	計上し、平成23年度決算においても計上の予定
		て		例改正後、平成 23 年4月に公社職員から八尾市	です。
				職員への任用を行っており、公社職員の八尾市職	公社職員の八尾市職員への任用状況や公益
				員への任用計画や公益法人制度改革に伴う公社	法人制度改革に伴う公社組織のあり方を踏まえ
				組織のあり方を踏まえつつ、退職金支払義務額の	つつ、今後も退職金支払い義務額の適正額把握
				適正額把握につとめながら、今後も引き続き退職	に努め、退職給与引当金を計上してまいります。
				給与引当金を計上してまいります。	

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1)財団法人八尾市清協公社について

番号	所管課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	八尾市と清協公社	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採	平成20年度決算の委託料には退職給与引当	平成20年度から平成22年度までの決算の委託
		との委託契約形態	用する。又、委託料算定には、退職金費用については	金繰入金を含めました。また、平成21年度以降に	料には退職給与引当金繰入金を含めました。ま
		について	当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産	おいても、引き続き退職給与引当金の計上を実施	た、平成23年度以降においても、引き続き退職給
			費用については当年度の減価償却額を含めることが適	してまいります。	与引当金の計上を実施してまいります。
			切と考える。		
2	環境施設課	清協公社の今後	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間	し尿収集等業務以外の業務のうち、防疫業務	し尿収集等業務以外の業務のうち、防疫業務
		のあり方について	へ移行していくのが望ましい。	については平成22年度限りにて清協公社での業	については平成22年度限りにて清協公社での業
		イ)し尿収集業務		務を廃止いたしました。	務を廃止いたしました。
		以外の業務の段		残りの放置自転車撤去等業務については、公	残りの放置自転車撤去等業務については、公
		階的廃止について		益法人制度改革に伴う公社組織のあり方を踏ま	
				えつつ、関係課と連携して廃止に向けての具体的	えつつ、関係課と連携して廃止に向けての具体的
				な手法を検討してまいります。	な手法を引き続き検討してまいります。

【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2)各補助金について

高年齡者労働能力活用事業費補助金

番号	所 管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付	付要綱	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化	(社)八尾市シルバー人材センターの上部機	平成 23 年4月より(社)八尾市シルバー人材セ
		の不備		法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交	関である(社)全国シルバー人材センター事業協	ンターが公益社団法人へ移行したことを受け、次
				付要綱を改正する必要がある。	会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会を	年度予算案の策定過程において、補助金額及
					中心に調査・研究が行なわれ、平成 23 年度を目	びその支払方法について、法人や財政課等との
					標に、新制度の公益社団法人への移行が予定	協議を行い、決定した内容に基づき平成 24 年4
					されています。そのため、この動向を見定め、補	月に要綱の改正を行う予定です。
					助金要綱の不備について整備を行なってまいり	
					ます。	

八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	地域安全課	防犯灯設置計画	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されてい	防犯灯の設置に関しては、街頭犯罪発生多発	防犯灯の設置に関しては、引き続き暗がり診
		の未策定	ない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行わ	地域を、警察等の意見を聴取する中で、モデル	断による調査等を全小学校区での実施を目指し
			れ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、	地区に指定するとともに、暗がり診断による調査	て取り組み、暗い箇所や危険と思われる場所
			防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、	等に取り組み、暗い箇所や危険と思われる場所	に、市及び地域が連携して設置を進めるようにし
			防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を	に、市及び地域が連携して設置を進めるようにし	てまいります。また、昨年度に策定した「やお防
			計画的に行うことが求められる。	てまいります。また、平成 22 年度に策定した「や	犯計画」に基づき、地域での防犯灯の設置に対
				お防犯計画」に基づき、地域での防犯灯の設置	しては、平成 23 年度からのLED防犯灯の設置
				に対しては、引き続き支援をしていきます。	補助の拡充などの支援を継続していきます。

【平成16年度】八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 流域下水道等負担金

番号		項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	
1		維持管理費の負	維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分される	平成 23 年度当初予算及び平成 22 年度決算見	平成 24 年度及び平成 23 年度予算にかかる各
	課	担基準の見直し	が、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているの	込みにかかる各年度の事業について大阪府及び	年度の事業について大阪府及び関係各市での協
		(寝屋川南部流域	は合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明で	関係各市での協議を行いました。	議を行いました。
		下水道)	あるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按	維持管理については、関係市間で負担金に関す	維持管理については、関係市間で負担金に関す
			分する方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の	る協定書を締結しておりますが、平成25年度以降	る協定書を締結しておりますが、平成25年度以降
			見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。	の見直しについて、引き続き大阪府及び関係各市	の見直しについて、引き続き大阪府及び関係各市
			1)汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかり	で協議を行っており、さらに、高度処理に要する費	で協議を行っており、さらに、高度処理に要する費
			ではなく、固定的に発生する費用もある。	用負担に関する協議を進めているところです。	用負担に関する協議を進めているところです。
			2)新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進め	大阪市との協定については、それらの結果を踏	大阪市との協定については、それらの結果を踏
			られているが、当該処理場内の水処理設備は下水	まえ、協議を行っていきたいと存じます。	まえ、協議を行っていきたいと存じます。
			流入量の増加見込みに応じて順次増設していくた		
			め、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。		
			この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が		
			遅れている市も負担すべきものと思われる。		
			数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センター		
			は下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場に		
			おいても、水処理施設改築時には高度処理に移行される		
			予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管		
			理費用が増加すると予想される。		
			市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な		
			負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と		
			協議を行う必要があると考える。		
2	下水道経営企画	維持管理費の負	大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管	平成 23 年度当初予算及び平成 22 年度決算見	平成 24 年度及び平成 23 年度予算にかかる各
	課	担基準の見直し	 渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用	込みにかかる各年度の事業について大阪府及び	年度の事業について大阪府及び関係各市での協
		(大阪市公共下水	は供用開始面積を基準としている。	関係各市での協議を行いました。	議を行いました。
		道)	処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できる	維持管理については、関係市間で負担金に関す	維持管理については、関係市間で負担金に関す
			が、このうち汚水処理費については、面積を基準とするこ	る協定書を締結しておりますが、平成25年度以降	る協定書を締結しておりますが、平成25年度以降
			とは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えるこ	の見直しについて、引き続き大阪府及び関係各市	の見直しについて、引き続き大阪府及び関係各市
			とが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれ	で協議を行っており、さらに、高度処理に要する費	で協議を行っており、さらに、高度処理に要する費
			る。		用負担に関する協議を進めているところです。
				大阪市との協定については、それらの結果を踏	大阪市との協定については、それらの結果を踏
				まえ、協議を行っていきたいと存じます。	まえ、協議を行っていきたいと存じます。
		•			

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	(1)定数管理	定員数は減少している一方、条例上の職員定数は	地方分権や地域主権改革などによる権限移譲	地方分権や地域主権改革などによる権限移譲
	行政改革課		2,587 人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人	が進み、また、一時的な業務繁忙や育児休業等	が進み、また、一時的な業務繁忙や育児休業等
			となる。	による職員代替が求められるなど、職員数の計	による職員代替が求められるなど、職員数の計
			定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非	画自体に不確定要素が多いため、定数外職員も	画自体に不確定要素が多く、定数外職員も含め
			常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応するこ	含めた数値目標を定めることが難しい状況となっ	た数値目標を定めることが難しい状況となってお
			とができる雇用形態となっている。また、正規の職員に	ております。平成23年4月1日以降については、	ります。また、条例の趣旨に基づき、今年度は任
					期付短時間職員の採用も実施し、任用形態の多
			しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増		
			加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定め	検討してまいります。	今後も、任用理由を考慮し、定数外職員の総
			ている趣旨を損ないかねない。		数を含めた上で採用計画を立て、引き続き、継続
			定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標し		的に目標となるべき指標のあり方について検討し
			か設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目		てまいります。
			標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人		
			件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべ		
			きである。		
2	人事課	(2)職員配置	(市長部局)	公務の能率的運営を確保するため、平成22年	公務の能率的運営を確保するため、平成22年
	行政改革課		現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げて	12月に「八尾市一般職の任期付職員の採用に関	12月に「八尾市一般職の任期付職員の採用に関
				員の採用を実施するなど、業務内容や業務量等	間職員の採用試験を実施するなど、業務内容や
			人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する		業務量等に応じた適切な人員配置に努めていま
			一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われ	さらに、提案型公共サービス実施制度モデル	· ·
			ている。また、一時的な業務量の増加についてはアル		さらに、提案型公共サービス実施制度モデル
			バイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシ		事業として、平成22年度からの継続分の3事業、
			ングするなど、条例で定められた定数を超えないように		
			対応している。	他1業務を外部委託しました。	用再生基金事業納付案内コールセンター業務」
			しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するので		
			はなく、各部局における業務内容や業務量等を精査し		これらの業務の実施実績等を検証し、適切な
			た上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、	す。	職員配置のあり方を引き続き検証してまいりま
			各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を		す。
			踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人		
			員配置を行なう必要がある。		
			また、それを可能とするための取り組みの一環とし		
			て、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行		
			うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後		
			者については業務内容によってアルバイトの雇用や業		
			者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討		
			すべきである。		

事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、

ップの さら にお にか 費と1	、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシの発揮が望まれる。 らに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位ける事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれかる人件費や委託料等、事業実施のための人件代替コストのトータル管理が必要である。 方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては活量の増加が見込まれるため人員の増加をせざる		
	ないが、業務内容によっては費用対効果の観点か初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や		
外部	がから城員者で対応するのではない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		
3 消防総務課 (2)職員配置 (消若、名の職は効事 れ消防署一と IT はでたが日張めに所る。	(本部) 年の消防吏員は原則として消防署に配属されるた本部において事務処理を行うのは、主任以上の役であるため消防本部の業務に精通しているメリットるが、事務のスペシャリストではなく、事務処理のませいう面ではやや劣ることが懸念される。また、職員の人件費も高くならざるを得ない。 「防本部では、現在、職員は全て消防本部で採用さび書現場に行くことを前提とした消防吏員である。消費の数が限定される。より多くの消防更員を記しているため、消防署に配属される消費の数が限定される。より多くの消防車員を配置することがまるといかと考える。た、書類の作成や提出等の事務処理面において、の余地があると考えられる部分がある。 「と、書類の作成や提出等の事務処理面において、の余地があると考えられる部分がある。」と、書類の作成や提出等の事務処理面において、の余地があると考えられる部分がある。 「本書きではないかと考える。」と、書類はパソコと、の余地があると考えられる部分がある。。 「本書きである。消防出場報告などの書類はパソコ。して、データを給与システムとはリンクしていない。と要る。勤務表などの各出張所で作成された書類は翌	ております。消防署の災害活動要員が不足した 場合要員のは充等)を行えること、消防機合、 場合では、消防と関係を行えること、消防機合、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 場合では、 の一、 は、 の一、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	しております。消防署の災害活動要員が不足した場合、本部員による緊急配備(緊急的なな行動要員の補充等)を行えること、消防職は行動要員の補充等)を行えること、消防職は行動を関して対象物への立入検討等の所以対象を開など、その特性から、消防吏員であることが必要情など、その特性から、消防吏員であることが必要情など、その特性がら、消防吏員であることが必要情などの理由から、消防吏員であることが表別については将来の検討課題と認識しております。 人件費や効率性などを総合的に考慮した治ります。 人件費や効率性などを総合的に考慮した治りに採用し、災害対応に対してまいります。 今後も現場活動要員である消防吏員を計画的に採用し、災害対応に万全を期してまいります。 に採用し、災害対応に万全を期してまいります。 また、事務処理においては、個人情報に係いにまた、事配置が進んできたパソコンのメールと、まい限の職員で事務連絡や情報の伝達・交流等

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所	管	課	項	目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
4	職員課			(1)給料		③技能労務職給料表	国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、	国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、
						八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)	守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話	守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話
						に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労	交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能	交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能
						務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体に	労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修	労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修
						おいて、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される	のような業務はありません。また、職名が同じで	のような業務はありません。また、職名が同じで
						職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務	あっても業務が全く同じであるとは言えない職が	あっても業務が全く同じであるとは言えない職が
						職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給	あり、単純に給料を比較することはできないと考	あり、単純に給料を比較することはできないと考
						料表を作成しており、八尾市においても同様である。	えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準につ	えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準につ
						八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技	いて、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、	いて、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、
						能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準	適正な給与水準について、引き続き検討してまい	適正な給与水準について、引き続き検討してまい
						について、検討する必要がある。	ります。なお、平成21年4月1日から、初任給の	ります。なお、初任給基準につきましては、平成
							号給を8号給引き下げたところです。	21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度
								からさらに4号給引き下げを実施いたします。

3. 手当

番号	所	管 課	項	目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り	組み等の内容と改善の方針	H24.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
5	人事課		(1)期末号	手当·勤勉	ア) 勤勉手当の支給額の算定方法	人事評価は平成2	1年度から、監督職・一般職	人事評価は平成21年度から、管理職だけでは
			手当		勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手	へ拡大し、平成22年7	から係長職には、実績評価を	なく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係
					当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定	加え、継続試行実施	しています。職員の不公平感	長職には、実績評価を加え、継続試行実施してい
					める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に	の解消とモチベーショ	ョン高揚という観点からも勤勉	ます。人事評価に関する職員アンケート結果を考
					72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとさ	手当の反映について	ご、引き続き検討してまいりま	慮しながら、職員の不公平感の解消とモチベーシ
					れている(再任用職員については別途規定)。実際は、	す。		ョン高揚という観点からも勤勉手当の反映につい
					懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に			て、引き続き検討してまいります。
					支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手			
					当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制			
					度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当			
					への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給			
					率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるベ			
					きである。			
6	職員課			手当・勤勉	イ) 役職段階別加算	役職段階別加算制	削度は、多少の差異はあるも	役職段階別加算制度につきましては、役職に応
			手当		期末手当及び勤勉手当について役職段階別加算率	のの、府下でも多数	の市が行っており、本市も過	じた加算体系とするため、職員団体等への申し入
					が加味されるが、役職による場合だけでなく、高卒採用			
					在職27年以上または在職20年以上かつ年齢45歳以上			
					の者については100分の10、高卒採用在職13年以上ま			
					たは在職7年以上かつ年齢31歳以上の者については	制度を引き続き検討し	してまいります。	
					100分の5の加算がされ、年功序列的な支給がなされて			
					いる。役職段階別加算は、役職の職責に応じて支給す			
					るのが本来の制度の趣旨である。役職に応じた加算体			
					系とすることを検討すべきである。			

			- 11	_	
7	人事課	(4)超過勤務手当	(市長部局等)	平成23年度、簡素で効率的な組織再編を目的	平成23年度、簡素で効率的な組織再編を目的
	行政改革課		平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多	のひとつとして、組織機構改革を実施いたしまし	のひとつとして、組織機構改革を実施いたしまし
			い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつき	た。業務内容や業務量等を精査した上での、必	た。業務内容や業務量等を精査した上での、必
			が生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が	要な職員配置については、技術的に困難ではあ	要な職員配置については、技術的に困難ではあ
			他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。	りますが、現在、国においても検討中であり、今	りますが、現在、国においても検討中であり、今
			その結果、前者については所属内における担当業務	後その動向を注視しながら、対応してまいりま	後その動向を注視しながら、対応してまいりま
			の内容により超過勤務に差が生じていること、後者に	す。	す。
			ついては部総務担当としての業務にも従事している	また一方、現在、定型的な業務や課内業務の	また一方、現在、定型的な業務や課内業務の
			等、部内の間接部門としての役割も担っていることが	質・量の平準化を図るため、業務改善運動を行う	質・量の平準化を図るため、業務改善運動を行う
			判明した。	中でマニュアル化の取り組みを奨励するなど、業	中でマニュアル化の取り組みを奨励するなど、業
			また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリスト	務の効率化、知識・技術の伝承・共有に努めてお	務の効率化、知識・技術の伝承・共有に努めてお
			アップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時	り、今後も引き続き取り組んでまいります。	り、今後も引き続き取り組んでまいります。
			間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算		
			出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比		
			較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務		
			の傾向があると考えられる。		
			「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っ		
			ているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業		
			務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、		
			それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いこと		
			を正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精		
			査した上で必要な職員配置を検討することとあわせ		
			て、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業		
			務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の		
			効率化が図れるよう検討すべきである。		
			また、部内の総務担当を兼務している職員について		
			は、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各		
			部の共通する業務については一元化できる余地がな		
			いかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複し		
			ないよう工夫すべきである。		
8	教育人事課	(4)超過勤務手当	(教育委員会事務局)	校務員の超過勤務時間数の多い学校長に対	
			1)校務員の超過勤務	して、縮減に向けたヒアリングを毎年行うなかで、	応が必要な場合に超過勤務が増となることがあ
			校務員が手書きの「超過勤務命令個人カード」に勤		りますが、校務員の超過勤務時間数の多い学校
			務命令時間を記入し、所属長の事前承認を得ることと		長に対して、縮減に向けたヒアリングを毎年行う
			なっている。校務員の就業時間は各学校等によって定		
			められている。校務員が行なう業務は学校環境の安全		徹底、休憩時間取得の適正化及び業務改善を求
			を確保するための校舎内の修繕や清掃等、学校の状		めることにより、縮減成果が出ているところです。
			況に応じた臨機の対応が求められることから、休憩時		平成23年度においては監査実施である平成19
			間のとり方については、作業スケジュールによってばら	がありますが、縮減に引き続き努めているところ	年度と比べ4割程度を目標とした削減が達成でき
	1		L		7 - 7 1

校務員の配置については、定数66名のうち、 |る校長が承認することから、教育委員会総務人事課で |18名(育休代替1名を含む)のアルバイト配置や |18名(育休代替1名を含む)のアルバイト配置や

る見込みです。

|再任用職員10名(フルタイム勤務2名・短時間勤 |再任用職員10名(フルタイム勤務2名・短時間勤

校務員の配置については、定数66名のうち、

つきがあり、短時間の残業の場合は休憩時間を取らなです。

い場合もある。また、超過勤務に関しては所属長であ

は休憩時間の有無に関し特段の聴取はしていない。

	しかし、承認された超過勤務時間は手当の算定基	務(非常勤)8名)、嘱託員4名、特定校を巡回す	務(非常勤)8名)、嘱託員4名、特定校を巡回す
	礎となるため、明らかに他の学校等と比較して超過勤	るフリー校務員2名を配置し、多様な雇用形態に	るフリー校務員2名を配置しており、平成24年度
	務が多い場合、正式な運用ルールに従って超過勤務	よる取り組みを行っているところです。	に向けては正規職員の採用試験を実施し、校務
	時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校	また、これまでに部分的な外部委託の活用等	員全体での割合が正規職員で51%程度、再任用
	務員の作業状況について教育委員会総務人事課によ	にも取り組んでおります。	職員で15%程度、アルバイトで28%程度、嘱託員
	る状況聴取等を行なうべきであると考える。	今後も、外部委託や非常勤職員等の活用につ	で6%程度を目標として、外部委託や多様な雇用
	なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する	いて、学校園の状況を見極めながら引き続き検	形態を活用した取り組みを行っております。
	方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減	討してまいります。	
	少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり		
	方については検討が必要である。校務員が行なう業務		
	は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、		
	短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対		
	応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学		
	校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行		
	うべきと考える。		

4. 勤務の状況

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
9	人事課	(2)勤怠管理	①カードによる時間管理	管理職については部長会で時間外退庁時に	管理職については部長会で時間外退庁時に
			本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこ	は退庁時間を記録するよう周知し、管理職の勤	は退庁時間を記録するよう周知し、管理職の勤
			なっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退	務状況の把握に努めています。	務状況の把握に努めています。
			館時には磁気カードを通さないルールになっている。し		
			かし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況		
			を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても		
			勤務実態についての貴重なデータを把握するために		
			も、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握		
			を行うべきである。		

【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について 介護保険事業

6. 総務費

	10177 JQ				
番号	—	項 目	監査の結果の内容(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針	H24.1.20 までの措置の内容と改善の方針
1	介護保険課	システム保守業	「SE 運用保守」8,820 千円、「介護保険システム保守」	平成 23 年度において、「介護保険システムの再	平成 23 年7月 29 日に「介護保険システムの
		務委託契約につ	11,207 千円、「認定審査会システムソフトウェア保守」	構築業務」について、一般競争入札を実施いた	再構築業務」について、一般競争入札を実施い
		いて	756 千円の見積書は、システム保守料のハードウェア	します。	たしました。
			やソフトウェアごとに内訳が明細として添付されてい	一般競争入札を実施することで、価格の妥当	平成 24 年3月からの運用保守契約締結時に
			るだけであり、この見積書では契約締結の可否を判	性を担保するとともに、見積内訳書において、導	おいても、入札の際に提示された保守費明細と
			断できない。必要工数と必要な SE のレベル、すなわ	入機器費用、開発作業費及び保守費の明細を	比較して、より詳細に保守内容等が記載された
			ち労務単価を見積書上明確に作成してもらうよう指示	求め、費用の明確化を図ります。	見積内訳書を求めることで、費用の明確化を図
			すべきと考える。	システム導入後においても、保守業務内容の	ります。
				確認を行い、価格の妥当性について担保するよ	また、今後のシステム導入後においても、保守
				う努めてまいります。	業務内容の確認を行い、価格の妥当性につい
					て担保するよう努めてまいります。
2	介護保険課	介護保険事務処	「介護保険事務処理システムにかかる法改正業務	平成 23 年度において、「介護保険システムの	平成 23 年7月 29 日に「介護保険システムの
		理システムに係る	委託契約」6,174 千円は、従来より導入していたシス	再構築業務」について、一般競争入札を実施い	再構築業務」について、一般競争入札を実施い
		改正業務委託契	テムを法改正にあたり改正する作業について、当初	たします。	たしました。
		約について	システム開発を担当した業者と引き続き契約を行なう	一般競争入札を実施することで、価格の妥当	契約については、長期継続契約となってお
			ことが経済的であり、作業的にも最も効率的であるこ	性を担保するとともに、見積内訳書において、導	り、入札仕様書にも「調達時点で対応が明確に
			とを理由として、随意契約で契約している。そのため、	入機器費用、開発作業費及び保守費の明細を	なっている各法改正・制度改正については原則
			当初投資額とアフターコストとの総額の観点からは、	求め、費用の明確化を図ります。	運用保守費用の枠内で対応すること」との要件
			一般競争入札によった場合に比べてコストが割高に	契約については、長期継続契約を予定してお	を加えたことから、基本的には平成 24 年度介護
			なる可能性がある。導入時の投資額の多寡だけで競	り、基本的には5年間の機能追加や改修を見込	保険制度改正・住基法改正等の対応を含め、今
			争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも	んだ費用としておりますが、想定外のシステム	後5年間の機能追加や改修を見込んだ費用と
			提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定	改修が発生した場合についても、必要費用の明	なっております。
			を行なうべきである。	細等を求め、適正な価格設定に努めてまいりま	また、今後想定外のシステム改修が発生した
			また、当該システム開発会社により見積書で計画	す。	場合についても、必要費用の明細等を求め、適
			作業日数を積算しているが、実績作業日数との比較		正な価格設定に努めてまいります。
			分析が現状行なわれてない。計画工数と実績工数と		
			の比較により、常に工数見積りの妥当性を検討し、翌		
			年度以降の契約に反映していくようにする必要があ		
			る。		
			•	•	-

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

国民健康保険事業

3. 収納事務

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	納付の利便性の	現在、納付できる金融機関は市内のほぼ全ての銀	コンビニエンス・ストア等での納付につきまし	コンビニエンス・ストア等での納付につきまし
		向上について	行・郵便局等であるが、コンビニエンス・ストア等での	ては、納付方法多様化の一手法として検討して	ては、納付方法多様化の一手法として検討して
			支払いや電子納付等の方法により、夜間等でも納付	おります。	おります。
			可能にすることにより滞納状況が改善されるのでは	また、導入に際しては、システム的な対応も	また、導入に際しては、システム的な対応も
			ないかと考える。なお、以前は収納事務を私人に委	必要となります。現在、平成 25 年4月の運用開	必要となります。現在、平成 25 年度の運用開始
			託することはできなかったが、法改正により平成17年	始に向け、ホストコンピュータの最適化に取り組	に向け、ホストコンピュータの最適化に取り組ん
			10 月1日からコンビニエンス・ストアでの納付が可能	んでおり、この最適化とあわせ、システム的な検	でおり、この最適化とあわせ、システム的な対応
			となった。大阪府内では泉南市や河内長野市が導入	討を行ってまいりたいと考えております。	を行ってまいりたいと考えております。
			済みであるが、市は未導入である。基本委託料、振		
			込手数料がかかるということが未導入の理由である		
			が、不納欠損額が平成19年度においても約460百万		
			円発生している現状においては、各種手数料の負担		
			も考慮し、費用対効果を考えた上でコンビニエンス・		
			ストア等での納付の導入を検討する余地があると考		
			える。また、国民健康保険料及び介護保険料を一元		
			化・集約化すること等によっても納付の煩雑性を緩和		
			することができる。		
			納付の利便性を向上することによって、納付率の向		
			上に努める必要がある。		

6. 総務費

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
2	健康保険課	年間保守業務費	市の国民健康保険システムについて、システム納	国民健康保険システムについては、平成25年	国民健康保険システムにおける平成25年度
		用のコスト削減に	入業者が次年度以降の年間保守業務も請け負って	4月の運用開始に向け、現在、基幹システムの	の運用開始に向け、現在、基幹システムの最適
		ついて	いる。システム保守については、納入業者が当該シ	最適化の取り組みを進めております。	化の取り組みを進めております。
			ステムに一番詳しいため随意契約が多く、見積合わ	業者選定にあたっては、システムの設計開発	業者選定にあたっては、システムの設計開発
			せは行なっているものの、コスト削減の足かせとなっ	費等の構築費と、開発後5年間に渡る運用保守	費等の構築費と、開発後5年間に渡る運用保守
			ている。	費の総額について比較を行うこととしていますが	費の総額について比較を行うこととしています
			一般に全庁的な視点から企画・財政系部門が予算	、積算根拠については、監査結果で指摘されて	が、積算根拠については、監査結果で指摘され
			削減を試み所管課に対しシステム保守費や開発費の	いるようにSEの人件費だけで算出できるもので	ているようにSEの人件費だけで算出できるもの
			削減を打診しても、契約が所管課持ちである場合、削	はなく、制度改正等に伴う機能追加や改修に対	ではなく、制度改正等に伴う機能追加や改修に
			減可能性の判断が所管課任せとなり、所管課の判断	する費用負担の考え方、あるいはサービスの稼	対する費用負担の考え方、あるいはサービスの
			が消極的になる。	動時間や稼働率、ヘルプデスクの稼働時間や障	稼動時間や稼働率、ヘルプデスクの稼働時間
			このような場合、下記のような改善が可能であり、	害発生対応時間等、求めるサービスレベルを実	│ や障害発生対応時間等、求めるサービスレベル │
			年間保守費についても改善の余地がないか検討す	現するための費用の算出となります。	を実現するための費用の算出となります。
			べきである。	そのため、発注方法も仕様発注だけでなく性	そのため、発注方法も仕様発注だけでなく性
			①契約事務の一元化を図る。	能発注の占める割合もおのずと高くなります。	能発注の占める割合もおのずと高くなります。
			②性能発注ではなく仕様発注に切り替える	今後、業者選定に向けて、情報システム室ととも	業者選定に向けて、情報システム室とともに
			③専門知識の壁を打開するために、企画・財政部門	に外部コンサルタントと協議しながら、コスト削減	外部コンサルタントと協議しながら、コスト削減を
			が外部専門コンサルティングを活用する。	を含め最適化の仕様等について検討を進めてま	含め最適化の仕様等について検討を進めてお
			④見積書を作業実施者一人当たり日数単価と必要		ります。
			作業日数の算出根拠を記載する方式で提出させる	なお、契約事務の一元化については、庁内IT	なお、契約事務の一元化については、庁内IT

	等積算金額の分析を行なえるようにし、日数当たり	推進体制全体に係る課題であるため今後、情報	推進体制全体に係る課題であるため今後、情
	の単価が、一般的な相場と比べて妥当であるかを	システム室と連携しながら、適切な対応を図って	報システム室と連携しながら、適切な対応を図
	確認する。	まいりたいと考えております。	ってまいりたえいと考えております。
	⑤機械設備やソフトウェアを購入する際に、購入時に		
	当該購入額の多寡だけで競争入札を行なうのではな		
	く、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体		
	のコストも考慮して業者選定を行なう。		

介護保険事業 5. 給付事務

	海川 事 伤				
番号		項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	介護保険課	事業者への立入	介護保険課ではケアマネジャーの資格を有する調査	④調査マニュアルの整備	④調査マニュアルの整備
		調査について	員によりケアプランの妥当性チェックやサービス提供の	既に、サービスごとに事業者において実施す	既に、サービスごとに事業者において実施す
			方法までを含めた現地指導を行なっており、請求の妥当	るチェックリストが(大阪府)より示されており、本	るチェックリストが(大阪府)より示されており、本
			性確保について実質面から意義のある活動をしていると	市における確認事項もほぼ同様となっておりま	市における確認事項もほぼ同様となっておりま
			考えられる。しかし、現状において、以下に示すように、	す。現状においては、個別ケースによりさらに重	す。現状においては、個別ケースによりさらに重
			まだ不十分な点も多い。	点的な確認を行っているところです。	点的な確認を行っているところです。
			①サービス提供実績の実在性のチェック	今後においては、関係部署と調整を図りなが	来年度から、大阪府より指定居宅サービス事
			ケアプランの妥当性については慎重なチェックが行な	ら、市独自の調査マニュアル作成の検討も含め	業者の指定等にかかる権限移譲が予定されて
			われているが、請求の基本となるサービス提供記録票	て、効率的・効果的な調査の実施に努めてまい	おり、関係部署と調整を図りながら、市独自の
			等との整合性チェックは十分に行なわれていない。意図	ります。	調査マニュアル作成の検討も含めて、効率的・
			の有無にかかわらず架空請求が起こらないように、ヘル		効果的な調査の実施に努めてまいります。
			パーごとの業務実績の実在性を確認し、その集計過程		
			を含め請求が正確に行なわれているかどうかをチェック		
			するように調査項目を検討する必要がある。 ②事業者選定基準の明確化		
			②争未有選定基準の明確化 現状、毎年度継続的に運用できる事業者の分析、評		
			現状、毎年度極続的に連用できる事業者の分析、計 価の一覧表がない。給付実績に基づいた各種の分析や		
			一個の一見表がない。私的美積に基づいた各種の方がや一過誤調整実績の分析等の結果に基づいて、評価一覧表		
			過誤調金美積の分析等の福米に基づいて、計画		
			評価区分を設け評価ランクにより立入調査の頻度を変え		
			るといった対応も必要になると考える。現状は、事業者		
			選定についての判断基準が明確でない。		
			③過誤調整実績の把握		
			事業者への立入調査については、必ず調査結果に基		
			づく過誤調整の実績金額を把握し、立入調査の効果を		
			測定する必要がある。過誤調整金額を一つの業績評価		
			指標として採用することにより、立入調査の効果が大き		
			ければ調査範囲の拡大が必要であるし、効果が薄れてく		
			れば調査範囲を縮小してもよいという判断が可能にな		
			る。現状では、事業投入量の判断につながるような立入		
			調査の実績評価指標が定められていない。		
			4調査マニュアルの整備		
			毎年度、調査対象となる事業者と調査の重点項目とを定		
			めているが、マニュアル化されたものはない。上記①~		
			③の項目を踏まえ、市独自の調査マニュアルを作成し、		
			立入調査についての判断基準の明確性と透明性を高め		
			る必要がある。		
		*	•	•	

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について (監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

1. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針	H24.1.20 までの措置の内容と改善の方針
1	市政情報課	定常的業務に関	情報システムは、市政情報課所管システムに関わ	単価及び数量(工数)の明記は、「それぞれの	単価及び数量(工数)の明記は、「それぞれ
		する積算方法につ	らず、定常業務及び開発業務でめりはりをつけて委	作業に対して求められる SE のレベルと数量は標	の作業に対して求められる SE のレベルと数量
		いて	託を行うべきである。定常業務については、単価及び	準的な基準がないため、ケースバイケースで判	は標準的な基準がないため、ケースバイケース
			数量(工数)を明記したコスト積算書の標準様式を定	断せざるを得ない状況にある。」、「汎用機の開	で判断せざるを得ない状況にある。」、「汎用機
			め、かつ専門以外の者でも判断可能なガイドラインを	発業務は実際に SE の作業量が費用の根拠とな	の開発業務は実際に SE の作業量が費用の根
			規定すべきである。	るが、プログラム開発の作業量の基準がないた	拠となるが、プログラム開発の作業量の基準が
			現状の積算価格根拠書類は、所管課ごとに異なる		ないため予算合わせ的な傾向が強くなる。」「パ
			うえ、単価や作業工数の明示はなく総額が記載され	の開発業務はさらに積算根拠を整えるのが困難	ッケージの開発業務はさらに積算根拠を整える
			ているのみというケースが非常に多い。単価、作業工	となる。」「作業ボリュームに応じて単価が変動す	のが困難となる。」「作業ボリュームに応じて単
			数の明示をベンダーに求め情報を整理するという基	る。(ボリュームディスカウントや階段型の費用変	価が変動する。(ボリュームディスカウントや階
			礎的な業務が十分にできていない。	動があるため、単純にリニアな積算を行うと、過	段型の費用変動があるため、単純にリニアな積
				大あるいは過少となる。)」などの問題を有してお	算を行うと、過大あるいは過少となる。)」などの
				り、開発業務については、単価及び数量(工数)の	問題を有しており、開発業務については、単価
				明記は困難となっています。	及び数量(工数)の明記は困難となっています。
				一方、定常業務においては、業務内容等を想	一方、定常業務においては、業務内容等を
				定することが可能であるため、今後、ベンダーに	想定することが可能であるため、今後、ベンダ
				積算根拠を求め、適切な対応に努めていきたい	一に積算根拠を求め、適切な対応に努めてい
				と考えています。	きたいと考えています。
				なお、コスト積算のガイドラインについては、今	
				後、調達ガイドラインを作成する中で対応を行っ	は、現在、今年度中の完成を目指して調達ガイ
				てまいりたいと考えています。	トラインの作成を進めており、見積様式を定め
					│ る等の対応を行う予定です。

2. 業務マニュアルの整備

_	2. 未初へニュアルの正備							
番	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針	H24.1.20 までの措置の内容と改善の方針			
2	市政情報課	業務マニュアルの整備について	市政情報課では、住民情報システム等のデータ入力作業などのオペレーションを毎期随意契約で委託している。随意契約理由は、「入力作業には正確性と熟練度を強く要求されること、データ入力機器及び住民情報システム対応のフォーマットでの作成機器での操作をしなければならないなど、専門知識と技術の習得が必要なこと」とされているが、この入力(パンチャー)業務は代替業者が存在しない業務とはいえない。 随意契約とせざるを得ないのは、委託期間が長期にわたってしまったため、市職員では委託業者が変更すると操作方法を十分に説明できず、システム運用自体に不安がでるという事情がある。	住民情報システム等のデータ入力作業等のオペレーション業務については、汎用機システムの最適化を進める中で、現行の委託業務内容を大幅に見直すこととなります。そのため、汎用機のオープン化に合わせて全体的な見直しを行います。	住民情報システム等のデータ入力作業等のオペレーション業務については、汎用機システムの最適化を進める中で、現行の委託業務内容を大幅に見直すこととなります。そのため、汎用機のオープン化に合わせて全体的な見直しを行います。			

3.	3. 契約別監査の結果						
番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針	H24.1.20 までの措置の内容と改善の方針		
3	市政情報課	住民情報システム	実績チェックの方法が適切になされていない点が散	住民情報システム稼働に関する運用支援業務	住民情報システム稼働に関する運用支援業		
		稼働に関する運	見される。委託業務仕様書と勤務状況報告書の内容	委託については、平成 21 年度より、各作業項目	務委託については、平成 21 年度より、各作業		
		用支援業務委託	が一致していない。勤務状況報告書の提出は受けて	にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積	項目にかかる工数(人月)及びプログラム本数		
		契約(表中 11)に	いるが、内容の精査がされていない。また、実績と予	もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発したプロ	を見積もりに入れ、年度末に各ユーザーが開発		
		ついて	算の対比もできていない。適切な実績チェック及び予	グラム本数を割り出し実績チェックを行っていま	したプログラム本数を割り出し実績チェックを行		
			算実績差異分析を行うべきである。	す。	っています。		
				勤務状況報告書の内容の精査については、一	勤務状況報告書の内容の精査については、一		
				年を通して開発する案件や緊急障害対応等が各	年を通して開発する案件や緊急障害対応等が		
				月においてプログラムの修正本数が何本、と固	各月においてプログラムの修正本数が何本、と		
				定されているわけではないため、勤務状況報告	固定されているわけではないため、勤務状況報		
				書による内容は、その日に作業した内容を記載	告書による内容は、その日に作業した内容を記		
				し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェッ	載し、年度末に成果物及びプログラム本数のチ		
				クを行っており、平成 22 年度についても、年度末	ェックを行っており、平成 22 年度についても、年		
				に実施し、実績チェックを行った上で平成 23 年度	度末に実施し、実績チェックを行った上で平成		
				契約に反映しました。	23 年度契約に反映しました。		
4	市政情報課	グループウェアシ	単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行わ	グループウェアシステム保守については、業者	グループウェアシステム保守については、業		
		ステム保守業務	れていない。システム更新時に実績チェックを行い、	選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を	者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評		
		委託契約、住民情	その結果を次回のシステム更新時の要求仕様に反	行い決定したものであり、その意味から妥当性の	価を行い決定したものであり、その意味から妥		
		│ 報システム電算オ │ ペレーション業務	映すべきである。 	ある金額となっています。そのため実績チェック については、業務が契約内容どおりに履行され	当性のある金額となっています。そのため実績 チェックについては、業務が契約内容どおりに		
				ているかどうかのチェックと、できていない場合の	アエックに りい とは、 業務が美利内谷と ありに 履行されているかどうかのチェックと、できてい		
		Z III Z III X II					

妥当性を見出すために行うのは困難です。 一方、オペレーション業務についても、業務担 │ 難です。 当課における自主的な業務改善、処理内容見直 しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、 オペレーション単位で価格設定・工数を算出する ことは困難です。そのため、各オペレーション業 務のチェックについても、業務担当課から要求の あった処理が間違いなくオペレーションされてい

指示などを目的として行うもので、単価・工数の

るかどうか等の実績チェックが中心となります。 については、次期システム更新時に再度、保守│となります。

ているかどうかのチェックと、できていない場合の|履行されているかどうかのチェックと、できてい ない場合の指示などを目的として行うもので、 単価・工数の妥当性を見出すために行うのは困

一方、オペレーション業務についても、業務 担当課における自主的な業務改善、処理内容 見直しや制度変更による増減が頻繁に発生し ており、オペレーション単位で価格設定・工数を 算出することは困難です。そのため、各オペレ ーション業務のチェックについても、業務担当課 から要求のあった処理が間違いなくオペレーシ 以上の状況の中で、グループウェアシステム│ョンされているかどうか等の実績チェックが中心

7、9)について

				業務も含めて再検討を行うとともに、オペレーション業務については汎用機のオープン化に合わせて契約内容等も含めて全体的な見直しを行う予定をしています。	以上の状況の中で、グループウェアシステムについては、次期システム更新時に再度、保守業務も含めて再検討を行うとともに、オペレーション業務については汎用機のオープン化に合わせて契約内容等も含めて全体的な見直しを行う予定をしています。
5 市)	民ふれあい課	八尾市立コミュニティセンター清掃業務委託契約、八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務委託契約 (表中7、8)について	作業の実績については契約書の定めに基づいてチェックされているが、過年度に契約検査課において一括で行われた入札において契約内訳の積算根拠が示されていない。ゆえに単価の妥当性が検証できない。コスト削減については十分留意されているところではあるが、積算根拠の明確化に努めるべきである。	八尾市立コミュニティセンター清掃業務に関し、平成 23 年8月1日からの長期契約を締結するにあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、人件費、間接費の記載のある積算内訳書を入手して、金額の妥当性につき検証を行ったところであり、今後も金額算定の基礎情報を入手し、契約金額の妥当性を検証してまいります。八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務については、次回の長期契約締結時(平成 25 年10 月1日予定)より積算根拠を明確にすべく、検討します。	八尾市立コミュニティセンター清掃業務に関し、平成23年8月1日からの長期契約締結にあたり、契約金額の積算根拠となる単価について、人件費、間接費の記載のある積算内訳書を入手して、金額の妥当性につき検証を行いました。また、契約締結後も金額算定の基礎情報を入手したうえで履行内容の確認をし、更なる検証をした結果、妥当であると判断しました。(措置済み) 八尾市立コミュニティセンター機械化警備業務については、次回の長期契約締結時(平成25年10月1日予定)より積算根拠を明確にすべく、検討します。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. IT システム最適化を推進するうえでの重要課題

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市政情報課	情報システム専門 家の登用につい て	ベンダーロックインを回避する上で外部有識者の参画する CIO 制度は有効といえる。しかしながら、CIO に回付される肝心の判断材料が不十分では適果が大幅に減殺されてしまう。情報が不十分では適切な判断をくだすことはできないのである。外部 CIO 補佐官に意見を求め、システム専門家が判断しやすい様式を定め、業者選定・選定以降の契約更新時には指定様式で業者選定・選定以降の契約更新時には指定様式で業者とり内訳説明資料の提出を求めることが有効であると考える。契約関係の伺いは、日常回付されるものであるから、非常勤者ではなくシステム専門家を常勤のシステム検査官の承認を課している他市事例もある。課と必ず検査官の承認を課している他市事例もある。例えば、常勤者を求める場合、予算要求以前の原課との折衝~予算要求における見積りの内容の査定~発注仕様書策定~選定~契約条件チェックのほか、納品検査、保守サービスレベルのチェック等契約の様々な部分に関与してもらうことが望ましい。情報システムの新規導入から順次、専門家が関与することも有効と考える。	様式については、平成20年度からCIO体制のもとで契約関係起案のチェックを行っており、今後、その内容等を踏まえて調達ガイドラインを作成したいと考えています。平成23年度にCIO補佐官業務を専門業者に外部委託し、それに合わせて、ITガバナンス支援業務を同業者に委託しており、今年度中に調達ガイドラインを作成する予定です。	様式については、平成 20 年度から CIO 体制のもとで契約関係起案のチェックを行っており、今後、その内容等を踏まえて調達ガイドラインを作成したいと考えています。平成 23 年度にCIO 補佐官業務を専門業者に外部委託し、それに合わせて、ITガバナンス支援業務を同業者に委託しており、今年度中に調達ガイドラインを作成する予定です。

4. 情報システム年間保守費

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	市政情報課	情報システム年間		〈1〉新たに開発したシステムの場合	〈1〉新たに開発したシステムの場合
_		情報システム年間 保守費の縮減可 能性について	基幹システムの年間保守費用は、一般に高額である。当初システムを導入したベンダーがそのまま毎年随意契約を締結し、積算根拠が不明確で市側の検証も十分でない。基幹システムが、市販パッケージをカスタマイズしたものなのか、市が仕様発注したものなのかで今後の適切な対応が異なる。〈1〉新たに開発したシステムの場合開発費用だけでなく、システム導入後の保守費用を含めて契約業者を選定し、システムの発注段階においてシステムに組み込まれる機能・性能を明確にした仕様発注をし、将来的に業者変更が可能なように配慮することが考えられる。〈2〉市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステム		
			の場合 パッケージソフトそのものの著作権はベンダーにあるものの、契約如何によってアドオン(個別のニーズに合わせた仕様追加)部分は市の著作権としての取り扱いになっている場合がある。その他、他のベンダーが契約上、一切保守できない仕様なのか確認すべきである。広く知られたパッケージソフトであれば、運用・保守できる業者は多数にのぼり、代替業者の選定が可能な場合もある。 (3)上記両者に共通する事項保守契約先の変更が不可能な場合であっても、現行業務と比較して下記の事項が過大になっていないか検討する余地がある。ア)ライセンス数イ)保守対応時間帯(ハード、パッケージ、その他)ウ)保守サービス内容	市販パッケージソフトの保守については、長期継続契約等の制限がない契約において、代替業者への変更が有利な場合において変更を行います。今年度、合議の際に保守契約の代替業者への変更が可能かを検討するとともに、機器入れ替えを実施するシステムにおいて、機器保守についてはシステムベンダーで行うのではなく、機器調達に合わせて入札により選定するなどの措	(2)市販パッケージソフトをカスタマイズしたシステムの場合 市販パッケージソフトの保守については、長期継続契約等の制限がない契約において、代替業者への変更が有利な場合において変更を行います。今年度、合議の際に保守契約の代替業者への変更が可能かを検討するとともに、機器入れ替えを実施するシステムにおいて、機器保守についてはシステムベンダーで行うのではなく、機器調達に合わせて入札により選定するなどの措置を行いました。 (3)上記両者に共通する事項 保守契約については、毎年の契約更新に際し
			17)保守サービス内容 エ)業者保守体制(人数・工数など) 暫定措置として外部専門業者を介在させることにより、システム仕様の整備状況をチェックさせ、改善要望を発案させ大幅なコスト縮減に成功した事例もある。 以上のように、市の基幹システム保守費の縮減可能性につき検討すべきと考える。	て、合議により、専門的な視点も加えながら内容等のチェックを行うなどの措置を行います。平成23年度においても、合議の際に、保守対象に不必要なものが含まれていないか、保守サービス内容や対応時間が運用と比較して過剰になっていないか、単価等が妥当なものか、などについて外部 CIO 補佐官も含めてチェックし、一定の保守費用の適正化を行いました。	て、合議により、専門的な視点も加えながら内容等のチェックを行うなどの措置を行います。平成23年度においても、合議の際に、保守対象に不必要なものが含まれていないか、保守サービス内容や対応時間が運用と比較して過剰になっていないか、単価等が妥当なものか、などについて外部 CIO 補佐官も含めてチェックし、一定の保守費用の適正化を行いました。

6. 契約別監査の結果

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	市民ふれあい課	八尾市民憲章の 啓発活動及び事 務業務委託契約 (表中 10)につい	委託契約額は、従前の実績を踏襲しているのみであり、妥当性が検証されていない。年度末において、契約額の妥当性を検討し、次年度の適切な積算に努めるべきである。	八尾市市民憲章推進協議会が助成金を交付する団体に対し、助成金交付時に提出される実 績報告書に会計決算書の添付を求め、その内容 に基づき、適正な委託料の積算に努めることとし	八尾市市民憲章推進協議会が助成金を交付する団体に対し、助成金交付時に提出される実 績報告書に会計決算書の添付を求めており、 決算書を作成済みの団体からは既に提出を受
				ます。 	けている。また、未作成の団体に対しては、決 算書が作成され次第、提出するよう依頼してい る。

_			_ 20		
4	保健推進課	システム年間保守 費の積算根拠(表 中 22)について	健康管理システムの機器及びシステム保守契約のうち、業者より入手しているシステム保守費の内訳明細は下記のとおりである。保守費の月額および年額が示されているのみで業務内容の詳細の資料はない。 当初のプロポーザル方式で業者選定した際に、そもそも年間保守額が提示されていたのかも把握されていない。必要工数と必要なシステムエンジニアのレベル、すなわち労務単価を見積書上も明確化するよう業者に要請し、単価が妥当であるのか、入手している作業報告書等により検証すべきである。	システム保守の業務内容については、作業報告書等により把握に努め引き続き明確化に向け取り組んでまいります。	システム保守の業務内容については、作業報告書等により把握に努め、引き続き明確化に向け取り組むとともに、予算の妥当性について検証できる方策について検討してまいります。
5	学務給食課	学校園の害虫等 駆除業務委託契 約(表中6)につい て	随意契約の理由があいまいであり明確ではない。確かに、本業務は、年度ごとの気象条件等に左右されるため総工数を発注段階で見積もることは困難である。しかし、過年度の統計を取る事により平均的な工数を見積もることは可能である。発注段階において総工数が確定しなくとも、入札に参加する業者がいるのならば、競争原理に基づく業者選定を行うべきである。	他市の状況等を踏まえながら、業務内容等について検討を進めてきたところでありますが、引き続き業務のあり方や契約方法及び受託業者の有無等について調査、検討を行なってまいります。	引き続き、現業務内容に沿った受託業者の 有無等について調査、検討を行ってまいりま す。
6	生涯学習スポーツ課	番務学ス保約推約八会契度育契に制制に対して、進、尾事約八事約のおり、進、尾事約八事約ののおり、連、尾事約八事約のののでは、理機託運託年育委20体務成社務1では、理機託運託年育委20会委では、理機託運託年育委20会委では、理機託運ごを対して、おいるのでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	表中1及び2の契約に関して、予算の積算が実施されておらず、契約先から入手した見積書の金額を予算金額として計上しており、表中3の契約に関しては、見積書の入手も実施しておらず、予算金額、契約金額の算出について根拠となる資料が存在しなかった。また、表中4及び5の契約に関しては予算見積りが前年度ベースで行われており、個別の事業の積み上げとなっていないため、計上金額の妥当性の検証の全額を補助しておらず(市民体育大会事務に関しては予算規模6,185,419円中委託金2,607,900円、社会体育事務事業に関しては9,942,935円中委託金2,550,000円)、参加者の負担額や審判に対する報酬を引き下げるなどの支出額の抑制により事業経費を賄っていることから事業規模及び委託金額は抑制されているものと考えられる。確かに、前年度ベースの金額と当課のシーリングの兼ね合いで委託金額を決定する方法でも市全体の予算抑制の観点からは有効かもしれない。しかし、公費支出の妥当性を検証する観点からは、当該事業処理を対容による積算を行い、委託金額の算出根拠明確化を図ることが望ましい。	市側での積算を含め、予算の妥当性について検証できる方策について検討してまいります。 番組制作放送業務委託料については、FMちゃおと、他市の地域FM放送局数社を、ホームページ等に掲載されている単価表等にて金額を比較したところ、同等または FM ちゃおの方が安価であったため、妥当な契約額であると判断しました。(措置済み) 生涯学習施設予約・案内システムについては、プロポーザル方式により平成 23 年度以降の保守・点検業務を含む更新業者の選定を行い、委託金額の算出根拠の明確化に取り組みました。(措置済み)	市側での積算を含め、予算の妥当性について検証できる方策について検討してまいります。 番組制作放送業務委託料については、FMちゃおと、他市の地域FM放送局数社を、ホームページ等に掲載されている単価表等にて金額を比較したところ、同等または FM ちゃおの方が安価であったため、妥当な契約額であると判断しました。(措置済み) 生涯学習施設予約・案内システムについては、プロポーザル方式により平成 23 年度以降の保守・点検業務を含む更新業者の選定を行い、委託金額の算出根拠の明確化に取り組みました。(措置済み)

【平成22年度】歳入の執行事務について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

1. 市税

1 市民税課	の取り組み等の内容と改善の方針
タ申請書について 法人等に該当し、地方税法第 296 条第1項第2号に 規定する非課税法人ではないことから、法人市民税 の納税義務者となる。 地縁団体の減免は、八尾市市税条例第 44 条第4項第2号により認められているが、市では、当該団体に対し、課税をしていないため、減免申請書の提出を求めていない。 光該団体に対する減免に関しては、減免手続の適	正各地縁団体の代表者の確認を行 でに、現代表者が「地縁団体台帳」 一致する団体に対し、個別に設立届、法人市民税均等割申告書及び減 説明を行い、順次、申請の提出を です。 異なる場合についても、「地縁団体 三後、手続きの説明を行い、提出を

七半八古十四四

番号	所 管 課	項目	監査の結果(要旨)	H23.7.20 までの措置の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	住宅管理課	収入未申告者に 対する収入調査 の実施について	公営住宅法に基づく公営住宅において、毎年入居 者の収入申告義務があるが、その申告義務を怠って いる者に対し、収入調査が行われていない。同法の 趣旨は低額所得者に対して住宅を提供することにあ るが、収入提示義務を怠る入居者は、所得水準が規 定以上となっていると考えるのが自然である。収入提 示がない場合、最も高い所得ランクの使用料を適用 しているとのことであるが、民間賃貸住宅の家賃と比 較すると廉価であることにかわりはない。公営住宅事 業に多額の市税が投入されている事実を踏まえても 明らかに受益者負担の観点から問題であり、入居資 格を喪失していないか収入調査(公営住宅法第 34 条)を実施し厳しい姿勢で臨むべきである。	ているところであり、再三にわたり催告を行っても 申告義務を果たされない場合は、市民税申告で 明らかになるものについては、収入調査を実施 し、その把握に努めております。 なお、自主的な収入申告のない入居者の家賃	次年度の住宅家賃算定のため、入居者の収入申告が必要となることから、今年度におきるしても、収入未申告者に対しては、再三にわたり申告の請求を行い、未申告者の削減に努めたところであります。 再三にわたり催告を行っても申告義務を果たされない場合は、市民税申告で明らかになるのについては、収入調査を実施し、その把握り努めております。 なお、自主的な収入申告のない入居者の賃賃定に関しては、その住宅の近傍同種家賃を徴収することとなりますが、今後は、未申告の属性分析等を行い、費用対効果も踏まえ、収入調査の実施手法等を検討してまいります。
3	住宅管理課	保証人の活用について	入居時に保証人を設定しているが、家賃滞納時において保証人へ督促を行っている実績はなく、保証人制度が適切に運営されていない。 滞納が始まった時点で滞納者に対して督促状に保証人に求償する旨の記載をし、保証人にもその旨を伝達する必要がある。理由は滞納額が多額になってから通知するのでは信義則に反するとともに、保証人の負担能力を考慮しても実行可能性に欠けることになるからである。そして、滞納月数が長期にわたる場合には、適切な時期に保証人に対して滞納家賃の請求を行っていく必要がある。	かについては、滞納額が多額になっているケースもあり、検討していくことが必要ですが、昨年度と同様、督促時に保証人に対して、滞納の事実	

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について 1. 市税

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市民税課	特別徴収について	普通徴収に比して特別徴収は相対的に収納率が高く納税通知書の発送の必要がないなど徴収コストが低くなる。市では特別徴収拒否事業者に対して特別徴収をこれまで以上に積極的に進めるべきである。	新規で給与支払報告書の提出があった事業所については特別徴収で当初通知をし、特別徴収不可の連絡があった場合は理由を聴取し、短期雇用や少人数でやむを得ない場合について普通徴収に切り替えています。平成24年度課税分から、年末に事業所宛に送る普通徴収用総括表に特別徴収への切り替えを促す文面を加えます。また、12月始めに行う年末調整説明会において、特別徴収の推進について説明を行うこととしております。	新規で給与支払報告書の提出があった事業所については特別徴収で当初通知をし、特別徴収不可の連絡があった場合は理由を聴取し、短期雇用や少人数でやむを得ない場合について普通徴収に切り替えています。平成24年度課税分から、年末に事業所宛に送る普通徴収用総括表に特別徴収への切り替えを促す文面を加えました。また、12月始めの年末調整説明会において、特別徴収の推進についてのパンフレットを配布し、平成24年1月からは執務室に啓発のポスターを掲示しています。
2	市民税課	法人市民税均等 割について	法人市民税均等割について、市は標準税率を採用している。しかし、地方税法第 312 条第2項によると、標準税率に 1.2 を乗じた率まで超過課税を採用することが可能である。 平成 21 年4月1日現在の大阪府下市町村の税率を調べると、43 団体中 16 団体で超過税率を採用している。法人市民税の適用税率は、住民の合意形成により決定されるところではあるが、財政困窮の折には税収確保の観点から、超過税率の検討が必要となると思料される。	法人市民税の在り方については、これまで内 部で研究を重ねてきましたが、今後大阪府下及 び本市と同規模の他市町村に対し、現在の均等 割税率やその経過、今後の予定を照会し、その 結果等を踏まえた上で、検討を行ってまいりま す。	法人市民税の在り方については、10 月に大阪府下及び本市と同規模の他市町村に対し、現在の均等割税率やその経過、今後の予定を照会しました。今後はその結果等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。

2. 国民健康保险数

3.	.国民健康保険料					
番号	所管課 3	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	
3	の収	民健康保険料 収納率の向上 こついて	国民健康保険料や介護保険料などの社会福祉にかかる保険料の収納率を高い水準に維持しておくことは、長期的視点からみた歳入確保策としても重要といえる。社会経済状況の悪化や公的医療保険制度の制度上の課題などにより収納率が低下するなか、消滅時効や先取特権で有利な国民健康保険税の導入も一考の価値がある。国民健康保険料は、国民健康保険法に基づく保険料ではなく地方税法に基づく国民健康保険法第76条第1項但書、地方税法第5条第6項第5号)。保険料方式と税方式とでは、制度上次のような相違点がある。保険料方式の場合、消滅時効は2年である(国民健康保険法第110条第1項)が、保険税の消滅時効は5年(地方税法第18条及び18条の3)であり、徴収の順位も、保険料は先取特権の順位は地方税の次(国民健康保険法第80条第4項)である	保険料の滞納対策については、これまでから 滞納ランク別整理を行うとともに、納付案内コー ルセンターの設置により、未納初期段階者を中 心とした納付勧奨を行っております。今後も引き 続き、これら取り組みをはじめ、債権管理室と連 携を図りながら効果的な滞納対策を講じること で、収納率の向上に努めてまいります。 保険料から保険税への移行については、ご意 見にもありますとおり、国の方針のび大阪府 ける広域化の方向性等の動向から保険税への 移行は検討しておりません。 市税の収納ノウハ ウの活用につきましては、債権管理室と連携しな がら、収納業務へ反映してまいります。	滞納ランク別整理を行うとともに、納付案内コールセンターの設置により、未納初期段階者を中心とした納付勧奨を行っております。今後も引き続き、これら取り組みをはじめ、債権管理室と連携を図りながら効果的な滞納対策を講じることで、収納率の向上に努めてまいります。 保険料から保険税への移行については、ご意見にもありますとおり、国の方針及び大阪府における広域化の方向性等の動向から保険税への移行は検討しておりません。	

 23	
が、保険税は地方税であるため市町村民税等と同順	
位(地方税法第 14 条)となる。	
これらの点を考慮すると、少なくとも滞納債権管理	
の上からは、保険料方式よりも税方式の方が有利で	
あると考えられ、さらに八尾市は、大阪府下の他市町	
村と比較して市税の収納率が優れているという特長	
があることから税方式を導入することで、保険料方式	
では制度上の壁により難しかった納税者情報の共有	
や収納率向上のノウハウ等の共有が可能となる利点	
がある。	
一方、厚生労働省は「保険税」から「保険料」への	
移行を長年の課題としており、むしろ逆の方向性を指	
導しており、さらに大阪府においても府内の市町村の	
国民健康保険事業の財政安定化や負担の公平化を	
図るため、国民健康保険制度の広域化に取り組んで	
いるが、そこでも収納率の向上をめざしている。府内	
では、保険料方式が多数であることから、今から国民	
健康保険税を導入する事は府内における広域化の	
流れにも反することとなる。	
ただ、市税で高い収納率を確保できているノウハ	
ウを国民健康保険料や介護保険料に活かす余地は	
ないのかは、さらに検討する余地があるのではない	
か。府内で保険料の収納率の高い税部門の取り組	
みを参考とし、債権管理課との連携をさらに強化し収	
納率の向上に引き続き取り組むとともに、全庁的なプ	
ロジェクトが必要であると考える。	

4. 放課後児童室使用料

		· · · · · ·			
番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	青少年課	債権管理につい	所管課は、予め保護者から「八尾市放課後児童室	滞納繰越分は、対象児童がすでに退室してい	現年度分の滞納者に対して放課後児童室入
		て	条例第5条第2号に規定する1か月以上放課後児童	る状況が殆どなので、入室許可の取り消し・保留	室許可取消予告通知による催告書を送付し、
			室使用料を滞納した場合には、入室許可を取り消す	による催告効果がないため、平成22年度末に放	納付または分納誓約を行わないものに対して
			ことを承諾します。」と明記した放課後児童室入室許	課後児童育成室内に滞納整理チームを作って、	最終催告状を簡易書留郵便にて送付しました。
			可申請書を入手し、現年度分の滞納について個別電	大口滞納者に対する滞納整理に係る個別指導を	その上で、現年度分及び滞納繰越分も合わ
			話催告や滞納者の入室許可保留を実施し滞納使用	実施して、徴収率において対前年度比約 12 ポイ	せて、夜間・休日訪問徴収を実施(2名構成で4
			料の徴収に努めているが、現年度分及び滞納繰越	ントアップの実績を得ました。また、現年度分の	チーム)し、12 月末現在で、収納率前年比が現
			分いずれにおいても、収納状況に改善はみられな	徴収率は、平成 20 年度以降 22 年度まで同一の	年度分で1.09%増(収納率98.37%)、滞納繰越
			l',	98.3%で推移していますが、平成 23 年度分から	分で99.76%増(収納率8.39%)の実績を得てい
			収納状況が悪化した原因を追究し、収納状況の改	は、現年度分の滞納者に対して新たに入室許可	ます。
			善に努められたい。	取消予告書を送付して、滞納者の特定と段階	
				的、継続的な納付指導の実施体制を確立して徴	
				収率アップを図っています。	

5. ごみ処理手数料

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	資源循環課•環境	可燃(燃やす)ご	市のごみ収集手数料は粗大ごみを含めすべて無	粗大ごみにつきましては、第3期八尾市廃棄	粗大ごみにつきましては、第3期八尾市廃棄
	事業課	み及び粗大ごみ	料となっている(持ち込みごみを除く)。一般的には、	物減量等推進審議会の答申に基づき、有料化に	物減量等推進審議会の答申に基づき、有料化
		の有料化につい	手数料を上げるほどごみ減量に向けた意識が高ま	向けた手法や体制の検討を行っております。ま	に向けた手法や体制を検討し、準備を進めてお
		て	り、ごみの発生量が減少すると同時に、住民の公平	た、可燃(燃やす)ごみの有料化につきましては、	ります。
			感が高まるものと考えられる。しかし一方で、市民へ	現在、次期一般廃棄物処理基本計画の策定に	また、家庭ごみの有料化につきましては、第
			の啓発活動をはじめとする不法投棄対策が必要にな	向けて、第4期八尾市廃棄物減量等推進審議会	4期八尾市廃棄物減量等推進審議会の「環境
			るとともに、新たな市民負担についての説明責任が	にて、減量施策や減量目標等の議論を重ねてい	施策の充実やさらなる展開に必要となる財源の
			求められることになる。	るところでございます。今後、第4期八尾市廃棄	活用、ごみ処理費用負担の公平化、ごみ処理
			なお、大阪府下での粗大ごみの有料化を実施して	物減量等推進審議会での議論を踏まえながら、	の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識
			いる市町村と無料の市町村の割合は下表の通りであ	多種分別収集実施をはじめとする減量施策の効	の向上、ごみの発生・排出抑制につながること
			り、既に半数を超える市町村が有料化に踏み切り、	果を検証すると共に、有料化についての他市の	から、八尾市においても早期に検討を行う場を
			減量の成果をあげている。市においても、既に八尾	実施状況や手法についての調査・研究を進めて	立ち上げるとともに、慎重に議論を行うよう求め
			市廃棄物減量等推進審議会での議論を経て、粗大	まいりたいと考えております。	る。」との答申を踏まえ、早期に検討を行う場を
			ごみの有料化導入についての答申を受けていること		立ち上げるとともに慎重に議論を行いたいと考
			や府内市町村の状況を踏まえ、粗大ごみの排出者に		えております。
			対する受益者負担の公平性の確保という観点やごみ		
			減量化の方策として、粗大ごみの有料化の実施に向		
			けた制度設計を行うべきである。		
			また、八尾市におけるごみ処理については、大阪		
			市とごみの共同処理を行っており、その結果、ごみの		
			減量化が焼却委託料の減少に直結し、ごみ処理コス		
			トの削減につながるという特徴がある。		
			清掃事業にかかる収支の状況でもわかるように、		
			「ごみ処理については多額の税等が投入されており、		
			将来における処理施設や収集機材等の整備費や収		
			集にかかる人件費等、処理コストを考える上で、更な		
			る減量化に取り組む必要がある。その方策として、府		
			内での実施団体数は少ないものの、確実な減量化に		
			結びつくとともに、歳入確保にも寄与する可燃(燃や		
			す)ごみの有料化についても、多種分別の実施状況		
			等を踏まえつつ、更なる調査・研究を実施していくべ		
			きであると考える。		

6. し尿くみ取り手数料

番号	所 管 課	項	目			意見(の内容(要旨)			H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	環境施設課	し尿くみ		度画水接帯事上効 事よ超なな少務い直 包22を手み一現の道続数業に率こ業る過るいにのるし市括年し数取般在目(海はは伴にののとと歳。伴市。及で約1を約1年ののとと、10年ではは伴にののとと、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年ででは、10年には、10年にもりをは、10年には、1	356計25日、ごうりにつ削で収算ればよ邪!てひこ至35分別)%に関スてなりまで、削で収営ら洗く監2い比数便世計整が減関ケい現方事で減は集化の化取直りる較4個では、例のでは、100円では、100円では 100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円で収益しています。	世帯①「備目少系一く伏つ単る図出の女施促りご見ので)1帯7行人標しにルとのい単。る削削清の実進り指在府行算個とのの政のでは、が中ででは若減減消のを對流につとにして、	は。案普曷いるリ容ででは出しを、為ほ図対さおり以よ尿減ま)及げくこツ容問あ4超く図将公かるのれい類下次排一少たで率れしかのに退る億分歳あ来のしと見事一因が仮出。	「頁第成100いみら観想な平8分別を的解尿が直項定団通反置向530のいみ下点像る成00減確とに散く考しでの間とにした。24の表別が必要であれている。27少保ししに取えばあ検でなよりのです。27少保ししに取えばあ検でなより	ま、 「 こ、 に 大 に 大 に に に に に に に に に に に に に	本共水り水のが 取算歳さをの搬しの 度平対取尿族計下道世道向非 りに出ら得減業て見 の成応りくの	下水道普及が進行することに伴い、市の汲み取り世帯数は減少し、また、汲み取り必要世帯の点在化や収集運搬作業の困難化などもあり、歳となっています。 汲み取り業務量の減少に対する歳出削減策として、平成13年度から清協公社職員の欠務・回り、要務をでは、収集車の削減等を行い、効率といて検討を行っており、一方、歳入下では、し尿取り扱い手数料集金業のでは、しては、し尿取り扱い手数料集金業のでは、しては、し尿取り扱い手数料集金業のででは、しては、し尿取り扱い手数料を併用し、の維持に努めてまいりました。 「一大変をいては、の検討を行っており、一方、歳のででは、のの維持に努めてまいりました。 「一大変をいては、のででも低額とはいえない現在のででが、は、所下でも低額とはいえない。では、したが、のでは、でで、低廉な家るでは、は、のでは、でで、低廉な家るでは、で、低廉な家るでは、は、引き続き取り組み、には、引き続き取り組み、によいう考えに至っています。 「一大変をでは、は、引き続き取り組み、で、で、の、で、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、	下水道普及が進行することに伴い、市の汲 水道普及が進行することに伴い、市の汲 水の取り世帯数は減少し、また、汲み難化などもあり、歳入(手数料)よりも歳出(経費)が多い歳出 超み取ります。 汲み取り業務量の減少に対する歳出当前の欠まで、中枢、東東の治済協公社、現集運動的に対する歳出当前のな業のでは、では、大田でののでは、では、大田でののでは、「大田では、「は、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は
				豊中市	茨木市	吹田市	寝屋川市	枚方市		田市		
				3,500円	280 円	0円	540円	400 円	1,200 円 1,8	24 円		
				187 人	4,801 人	1,458 人	6,299 人			人 80		
				上ではく方他が化平検平す記低最か法方の3項のでというでは、方のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	Dで多りが水年100で多りであり、水年100で多手量洗間成年、年のり、い。数帯化に株度対度通	市こく料とは接側で応のりのとかがな進続の包をくといがいい高っます。またいと	尿わノ額できるを舌で取るくか人額できる実外を手でなった手外を手がりまたできまた。のあたてをう監い数が	り手あるめ、と要素をあるというできませい。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	在 は い 所 い り り り り り り り り り り り り り り り り り	比りのの 用る記り を手較人し算 開水同市 比数		

下水道使用料の平均は 4,243 円 ^(注3) となる。すなわ	
ち、全てのくみ取り世帯が公共下水道を整備された	
「処理区域」に存在すると仮定するならば、当該世帯	
から得られる手数料は 3.8 倍程度増加することにな	
3.	
第5次総合計画基本計画の目標別計画(行政案)	
で掲げるように、市として公共下水道(汚水)整備人口	
普及率 100%をめざしていくのであれば、一方で、汲	
制度を構築していかなければ、二重投資となる恐れが	
ある。まずは、汲み取り人口(世帯)の内訳(調整区は、集合会会のように関係するとは、正式は、これば問題には、	
域、集合住宅、生活困窮者など)、下水道処理区域内	
における汲み取り人口(世帯)、そのうち、下水道供用	
開始後3年を経過している人口(世帯)等の状況を十	
分分析する必要がある。その上で、下水道事業・し尿	
事業の所管課が連携し、将来的なし尿くみ取り手数料	
の算定方法や徴収体系(供用開始後3年を境として徴	
収金額を段階的に設定するなど)を検討するとともに、	
水洗化促進に係る既存制度の再構築と新たな仕組	
み・制度の構築について検討していく必要がある。	
(注1) 平成21年度収集量(24,130キロリットル)	
÷〈み取り世帯数(8.356 世帯)÷12	
=240 リットル	
(注2) し尿くみ取り手数料(110,837 千円)	
・	
=1.105 円	
(注3) 下水道調定額(3,108,016 千円)	
÷水洗化戸数(61,042 戸)÷12	
=4,243 円	

7. 市営住宅使用料

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	住宅管理課	処分予定のない 遊休地について	公有地を有効活用することを目的として、公有地有効活用検討委員会が設置されており、下記に該当する以外の公有地については、処分に際しての制約、障害が無いか十分検討するとしつつも原則として処分する方針を定めている。 ① 本来の行政目的に従って活用するもの ② 新たな活用目的が明確で、市の公共施設用地として活用するもの ③ 行政で直接活用は困難であるが、民間などに貸付けることにより行政目的が果たすことが見込まれるもの ④ 現在のところ活用目的が明確でないが、将来、公共あるいは公共公益施設用地としての活用が期待できるもの	現在、当該土地の周りは、民有地と市営住宅 駐車場となっており、当該市営住宅駐車場は、不 足区画もない状況であり、駐車場区画を変更し て、新たに当該土地への進入路を確保すること は、駐車場が減少することや、減少した区画を他 に求めることも困難です。 将来、隣接する 27 号館、26 号館の機能更新 時は、当該土地も含めた検討を行う予定でありま す。	駐車場となっており、当該市営住宅駐車場は、 不足区画もない状況であり、駐車場区画を変更 して、新たに当該土地への進入路を確保するこ とは、駐車場が減少することや、減少した区画 を他に求めることも困難です。

			27		
			ところが、市は西郡改良住宅27号館に隣接する土地を、平成9年度に約7千万円で取得している。 当該土地は、住宅地区改良事業として取得されているが、取得以降事業化や処分予定もなく更地のままとなっている。取得に至る経緯も当時担当していた改良事業室(同室は平成9年度に廃止)の書類の保存年限が経過しており残っていない。当該遊休財産については公有地有効活用検討委員会による検討俎上にもあがっていない。その理由は当該土地は三方が民間私有地と隣接し、残りの一方は改良住宅の敷地と隣接するため、一般道に出るための通路が確保できないため処分ができないとされていた。しかしながら、当該遊休財産について上記④であるか再検討し活用するのであれば暫定利用も含め早期に資産活用を検討すべきである。		
8	住宅管理課	空き駐車場の有効利用について	市営住宅の入居者の高齢化に伴い駐車場の空き 区画が増加してきている。空き駐車場の有効活用方 法を模索すべきである。 4団地を比較した場合、西郡住宅の空き区画数が 最も多い。また、安中住宅の使用率は他の団地と比 較して特に低い。空き駐車場を放置しておくことは、 違法駐車の原因となるばかりでなく、歳入確保にもつ ながらない。 資産の有効活用の観点から、市営住宅の駐車場 で利用率の低い団地においては、駐車場区画の整 理統合により一定の面積が確保できる土地について は、他事業への転用や処分、駐車場の一部を周辺 住民に開放するなどの対応が必要である。あるい は、駐車場の空き区画を時間貸駐車場として使用す る事業者を公募し、所定の選定基準に基づき、市に 最も有利な提案をしたものを事業者として選定し「使 用許可」した上で駐車場運営を委託するといった方 法を模索すべきである。	棟前に設置している駐車場では、空き区画が生じてもすぐに閉鎖はできないため、空き区画数が多くなることはやむを得ないが、棟前以外の駐車区画で空き区画の割合が大きい駐車場については閉鎖する方向で、契約車両の移転をお願いしています。 閉鎖後の駐車場用地の有効利用につきましては、市営住宅機能更新事業計画を進める中で検討してまいりたいと考えています。	棟前に設置している駐車場では、空き区画が生じてもすぐに閉鎖はできないため、空き区画数が多くなることはやむを得ないが、棟前以外の駐車区画で空き区画の割合が大きい駐車場については閉鎖する方向で、契約車両の移転をお願いしています。 西郡住宅1~5号館の移転後に、当該住宅居住者が主に使用していた区画が空区画となるため、閉鎖する予定としています。 閉鎖後の駐車場用地の有効利用につきましては、市営住宅機能更新事業計画を進める中で検討してまいりたいと考えています。
9	住宅管理課	借上げ住宅の留 意点について	市では現在借上の公営住宅はない。ただし既存の 公営住宅のうち老朽化が進み、現在公営住宅を建替 えるか、あるいは民間が新設した住宅を全室借り上 げることなどを検討していかねばならない。 公営住宅を設置している地区は、近隣に民間事業 者の賃貸物件がある場合が少なく、既存の賃貸物件 の個室ごとの借り上げは現実には困難であるため、 一棟全体の借上が必要になることが予想される。こ の場合、民間の建設コスト回収将来の入居率の低下	現時点で、具体的に借上げ公営住宅の導入の計画はありませんが、借上げ住宅を活用する際には指摘いただいた事項に留意しながら検討することといたします。	現時点で、具体的に借上げ公営住宅の導入の計画はありませんが、借上げ住宅を活用する際には指摘いただいた事項に留意しながら引き続き検討することといたします。

		– 28 ·	-	
10 住宅管理	課 延滞金について	「関わらず、市が実質全室賃料の入居保証し将来の負担を残すことのないように留意する必要がある。バブル経済で地価高騰した頃、中堅所得者層に対し地価高騰の影響が賃料に転嫁されることがないよう安定して住宅を提供し、また農地の有効活用において借上賃貸住宅を提供し、また農地の有効活用において借上賃貸住を制度が推進された。生産地の有効活用といる質別を開建物をオーナーは、場別では、以下の選別をでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	市営住宅使用料は私法上の債権に該当し、条例及び施行規則に特段の定めがないことから延滞金は徴収しておりません。なお、悪質滞納者に対しては、法的手続きにより遅延損害金の請求を行っています。 市営住宅が主に低所得者の方が居住する生活基盤であることを踏まえると、延滞金を徴収す	市営住宅使用料は私法上の債権に該当し、 条例及び施行規則に特段の定めがないことから延滞金は徴収しておりません。なお、悪質滞納者に対しては、法的手続きにより遅延損害金の請求を行っています。 市営住宅が主に低所得者の方が居住する生活基盤であることを踏まえると、延滞金を徴収
		後、悪質滞納者からの滞納を増加させないために	市営住宅が主に低所得者の方が居住する生活基盤であることを踏まえると、延滞金を徴収することよりも、細やかな納付相談を行うことが滞納を増加させない有効な手段であると考えます。	市営住宅が主に低所得者の方が居住する生

11	住宅管理課	退去後の滞納債 権処理について	平成20年度においては、現年度に調定を行った住宅使用料(現年度分)の収納率は92%程度であり、高い水準を確保できているが、平成20年度以前に調定を行った住宅使用料(滞納残高)に対する収納率は6%と非常に低い水準となっている(供託者滞納額を含む)。 滞納残高のうち、入居者からの回収状況と比較して、退去済み滞納者からの回収率は非常に低く、退去済み滞納者からの回収率は非常に低く、退去済み滞納者からの回収が進んでいない。これは、現年度の調定額徴収を優先している上、退去者は退去済みであるため滞納額が増加しないからである。退去後長期間を経過している滞納者の「逃げ得」を許さないためにも、入居者のみならず、退去者からの回収を徹底していく必要があると考える。	退去済み滞納者に関しましては、その所在がなかなかつかめないなど、滞納債権の回収には困難が伴っております。 人的資源にも限界がありますが、今後、効率的な回収につき、方策を検討する必要があると考えております。	退去済み滞納者に対する求償につきましては、その効率的な回収について、様々な方策を引き続き検討していく必要があると考えております。
12	住宅管理課	共益費の算定に ついて	共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考える。	を行い、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、萱振住宅の共益費算定額を基準として全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成21年度から現行の共益費を徴収して	平成 20 年度に共益費の算定について見直しを行い、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、萱振住宅の共益費算定額を基準として全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。 その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、次回の見直しは平成 25 年度となります。本市の市営住宅の設備については老朽化している住宅も多く、共用部分の維持管理に通常以上の経費がかかっており、全てを居住者の負担へと転嫁することは困難ですが新たな共益費の算定時には、別途ご指摘の費用項目について引き続き検討することといたします。

8. 道路占用料

			-		
番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
13	土木総務課	道路占用状況の 定期実地調査の 実施	道路占用料は、法、条例による利用者による占用申請を前提としているため、網羅的に道路占用の事実が把握されているかが要点となる。 ガス管・電線・電柱の敷設による道路の占用は、ガス・電力会社など当該事業者にとって本業である者の行為であり、また道路交通法による罰則規定もあるため(道路交通法第100条、第101条)、法令違反を犯してまで無申請となっていることは考えにくい。一方で、工事用足場、工事用仮囲いの設置や広告目的の工作物や看板の占用申請が網羅的になされているかには疑問が残る。平成20年度でこれらの占用申請者数は、延べ77法人で占用料も僅か9.694	従前から道路全体としてのパトロールを実施している中で危険な看板等についての調査は実施していますが、今回、実地巡回調査(パトロール)の実施方法について土木建設課・土木管理事務所と協議を行い、幹線道路を中心に対象路線を定め、不法使用(占用)に特化したパトロールの実施について、本年度下半期(10月)から四半期ごとのパトロール体制を整備し、調査を開始してまいります。	従前から道路全体としてのパトロールを実施している中で危険な看板等についての調査は実施していますが、今回、実地巡回調査(パトロール)の実施方法について土木建設課・土木管理事務所と協議を行い、対象路線を幹線道路であり、かつ、歩道整備されている路線と定め、不法使用(占用)に特化したパトロールの実施について、本年度第3四半期(10月)から実施しました。

千円となっている。 また、道路管理者として実地巡回調査は随時行れれていると思料するが、網羅的に占用料が徴収されているか確かめるための実地調査は行われていないので、実地巡回調査時においては、道路占用申請なされているか十分留意した調査の定期的な実施についても検討が必要であると考える。	
---	--

9. 下水道使用料•受益者負担金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
14	下水道経営企画	下水道受益者負	受益者負担金の賦課徴収事務は現在下水道総務	上下水道一本化に向けて、問題点や課題等の	上下水道一本化に向けての問題点や課題等
	課	担金の徴収事務	課によって行われている。下水道使用料は水道料金	検討を行っており、課題の一つである下水道事	の検討と課題の一つである下水道事業の公営
		について	と合わせて水道局で徴収事務が行われている。受益	業の公営企業会計化への取り組みを開始いたし	企業会計化への取り組みを行っています。今後
			者負担金の収納率は高い水準を確保しているところ	ました。今後の上下水道一本化に向けての諸検	の諸検討の中で、受益者負担金と下水道使用
			であるが、収納率のさらなる向上のためには、受益	討の中で、受益者負担金と下水道使用料の徴収	料の徴収事務の一元化についても検討を行い
			者負担金の徴収事務についても水道局で行った方	事務の一元化についても検討を行います。	ます。
			が、受益者負担金のみの滞納整理を下水道総務課		
			で行うよりも、債権管理面でのメリットがあると思料さ		
			れ徴収事務を一元化することにより受益者負担金と		
			下水道使用料の連動した対応が可能であると考えら		
			れる。		

10. 水道料金

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
-					
15	経営総務課	水道料金の見直	水道事業は市民生活に身近で不可欠なサービス	給水原価の内、人件費その他各費用の抑制	給水原価の内、人件費その他各費用の抑制
		しについて	であり、公共の福祉の観点から、市は受益者に安全	に努めてきましたが、 100%受水である本市	に努めてきましたが、 100%受水である本市
			で低料金のサービスを継続的に提供する義務があ	水道事業にとっては受水費が最大コスト(平	水道事業にとっては受水費が最大コスト(平
			る。一方で、地方公営企業として健全経営を確保して	成21年度決算値で給水原価の50.3%) であり	成21年度決算値で給水原価の50.3%)であり
			運営する必要も存在する。人口や水需要の減少によ	ます。このため、供給元の大阪府営水道に対	ます。このため、供給元の大阪府営水道に対
			って水道料金収入は徐々に減少していくと想定され	して、その経営状態も良いことから、長年供	して、その経営状態も良いことから、長年供
			る現状において健全な経営を確保するためには、適	給単価の適正化について要望してきました	給単価の適正化について要望してきました
			正な料金水準設定と料金徴収率の向上に向けた努	が、平成22年4月1日に値下げ改定が実施さ	が、平成22年4月1日に値下げ改定が実施さ
			力が重要である。	れました。これにより昭和60年以来では初め	れました。これにより昭和60年以来では初め
			人件費や工事費の抑制、予算のマイナスシーリン	て供給単価が給水原価を上回りました(5円	て供給単価が給水原価を上回りました(5円
			グにより供給単価と給水原価の差額は年々減少して	38銭)。今般、用水供給事業として大阪広域	38銭)。今般、用水供給事業として大阪広域
			いるが、依然として供給単価に比して給水原価が上	水道企業団が発足したことにより、当企業団	水道企業団が発足したことにより、当企業団
			回っており、供給に比例して赤字が発生する体質とな	の構成団体として、企業団議会を通じ、今後	の構成団体として、企業団議会を通じ、今後
			っている。水道事業の健全化のために、受益者負担	更なる供給単価の適正化を強く要望しようと	更なる供給単価の適正化を強く要望しよう
			の観点から適正に必要コストを積算し水道料金の見	するところであります。	とするところであります。
			直しを行う時期が到来しているのではないだろうか。	一方、今回の給水原価と供給単価との利鞘	一方、今回の給水原価と供給単価との利鞘
				発生は、府営水道の値下げ改定とこれを受け	発生は、府営水道の値下げ改定とこれを受け
				て平成22年10月1日に実施した本市水道の料	て平成22年10月1日に実施した本市水道の
				金値下げ改定に6ヵ月の時間差があったこと	料金値下げ改定に6ヵ月の時間差があった
				によるところが大きく、本市の水道料金の値	ことによるところが大きく、本市の水道料金

	下げの影響が通年化する平成 23 年度において
	は、供給単価と給水原価がほぼ均衡する状態
	となる見込であります。今後も長期的に逆鞘
	の発生を解消するためには本市水道料金の見
	直しは不可避であります。現行料金の算定期
	間は平成26年3月までですが、これを目途に、
	水道事業の本旨に従い、生活用水への配慮の
	考え方を踏襲しながら、現在の需要構造を反
	映し、府下他市に比較して高い従量料金の逓
	増度について一層の適正化を行う等、負担の
	適正化、水道大口使用者の需要喚起、他水源
	からの水道回帰を目指した見直しを進める予
	定であります。

の値下げの影響が通年化する平成 23 年度においては、供給単価と給水原価がほぼ均衡的には、供給単価と給水原価がほぼも長期的に逆鞘の発生を解消するためには本現行外金の見直しは平成 26 年3月までですが、これを目途に、水道事業の本旨に従い、生活の水への配慮の考え方を踏襲しながら、現在の需要構造を反映し、府下他市に比較して行う等、負担の適正化、水道大口使用者の影増度について一層の適正化を行う等、負担の適正化、水道大口使用者の悪要機起、他水源からの水道回帰を目指した見直しを進める予定であります。

現在、料金見直し根拠となる次期財政計画を 策定中であります。

11. 幼稚園入園料,保育料

番号	所 管 課	項目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
16	教育政策課	入園料及び保育 料の値上げにつ いて	大阪府下の他の市と比較してみると、大阪府下の公私立幼稚園の平均保育料は、約 103,000 円となっており、八尾市立幼稚園の保育料は約1万円低くなっており、順位も35市中25番目となっており、比較的低い保育料であるといえる。次に、据置期間をみてみると、八尾市立幼稚園の保育料は年額 93,500 円であり、平成7年度により、平成7年度により、現在主で 14 年間据え置かれており、現在まで 31 年間据え置かれて以来、ので開まえ置かれているといえる。料についても、昭和 53 年に改定されて以来、の改革で 31 年間据え置かれているといえる。 15%ではるしても、長期間の入園料及び保育料といるとがわかる。 一方、市も、八尾市幼稚園の入園料及び保育料のでおるにより、力を申を受けて、入園料及び保育料のであるが、幼稚園を巡っては、平成 22 年6月 29 中であるが、幼稚園を巡っては、平成 22 年6月 10 中であるが、幼稚園を巡っては、平成 22 年6月 10 中であるが、幼稚園を選によれている。このよりに子ども・子育て新いたで、幼保の計算の価格制度についても検討されているところである。このように早期値上げは実施しにくい状況にはあるが、大阪府下の他市との比較、据置期間、及び	国において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定されており、「子ども・子育て新システムの検討会議」において、新たな幼保一体化の制度構築についても、平成23年4月より教育委員会と市長部局のこども未来部とで、本市におります。減免制度を含む市立幼稚園の市立幼児の配置を検討しております。なお、幼稚園教員等の職員数については、園児数及び学級数により、本市の配置基準にした。なお、幼稚園教員等の職員数については、園児数及び学級数により、本市の配置基準にしるでありますが、幼保一体化の推進する中で、職員数の削減等について検討してまいります。	入園料及び保育料については、国における 子ども・子育て新システムの制度構築におい て、利用者の視点で保育料のあり方について検 討されております。現時点では国における具体 的な検討内容は明らかにされておりませんが、 本市では保育担当所管と幼保一体化に向けた 検討を重ねており、引き続き国の検討状況を踏 まえながら、幼保一体化施設におけるます。 なお、幼稚園教員等の職員数については、 園児数及び学級数により、本市の配置基準に 則り適正かつ必要最小限の配置を行っていると ころでありますが、幼保一体化に向けた検討課 題の一つとして、職員数の削減等について検討 してまいります。

			益者負担割合からすれば、八尾市立幼稚園の入園 料及び保育料は値上げも検討すべきであり、制度変 更が滞っている場合には、早期に対応されたい。ま た、現在の入園料及び保育料で据え置いている期間 については、職員数の削減等に取り組まれ、歳出削 減に努められたい。		
17	教育政策課	減免制度の見直 しについて	減免対象者である、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯のいずれに対しても、全額減免を実施しているため、減免総額が府下で最大である。また、1件あたりの減免金額をみても、高い水準にある。府下の市の大半は、国の補助金(公立幼稚園の幼稚園就園奨励費に係る国庫補助限度額)と同等額程度を減免しているのみである。低所得者への負担に十分に配慮しつつも、近年の厳しい経済状況を鑑みれば、減免額の再検討も行うべきではないか。	上記と同様に、本市においては、入園料・保育料の減免制度については、国及び市で検討する幼保一体化における保育料体系及び公私間格差の状況を踏まえて見直しを検討してまいりたいと考えております。	上記と同様に、入園料・保育料の減免制度についても保育担当所管と協議を重ねており、引き続き国の検討状況を踏まえながら、見直しを検討してまいりたいと考えております。

12. 公有財産の活用

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H23.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H24.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
18	財産活用課	公有地の有効活	市では、公有地の有効活用を図るべく、公有地有 効活用検討委員会において、平成18年1月までに公	旧亀井保育所(1,786 ㎡)につきましては、一部 は消防屯所敷地としての活用が決まり、残りは、	旧亀井保育所(1,786 ㎡)につきましては、一 部は消防屯所敷地、それ以外は小学校区集会
		用について	別活用検討委員会において、平成18年1月までに公 用、公共用等に活用されていない 41 物件の有効活	は消防电所敷地としての活用が決まり、残りは、 有効活用に向けて関係課において検討を行って	耐は消防电射敷地、てれ以外は小子校区集会 所として活用していくことが決定されました。
			用について検討を行い、それぞれの行政目的の用途	います。	南久宝寺の各土地(8,557 ㎡)につきまして
			に活用すべき物件についてはその用途に供し、利用	南久宝寺の各土地(8,557 ㎡)につきましては、	は、担当所管部局では状況を聞きとった結果、
			計画のない物件については平成 18 年度より5ヵ年の	担当所管部局では状況を聞きとった結果、都市	都市計画道路久宝寺線の買収計画事業用地
			処分計画方針に基づき処分執行を進めている。これ	計画道路久宝寺線の買収計画事業用地の地権	の地権者の代替地の候補として5~6年は保有
			により、処分及び有償貸付等利用中で処理済みと考	者の代替地の候補として5~6年は保有しておく	しておくとの結論に達しており、H24.2.20 に開催
			えられるものが、55,160 ㎡のうち、32,309 ㎡、58.6%と	との結論に達しています。従いまして、今年度の	予定の公有地有効活用検討委員会で、「当面
			なっている(検討追加分の処分を含む。)。	公有地有効活用検討委員会で、「当面保有の方	保有の方針」として、事務局から報告を行って
			しかし、平成 21 年度より新たに 16,033 ㎡が検討財	針」として、事務局から報告を行っていく予定をし	いく予定をしております。
			産に追加されており、処理済みの 2,271 ㎡を除いた	しております。	他の指摘物件につきましても、それぞれ担当 所管部局や関係部局と活用方策について検討
			13,762 ㎡が実質的に検討財産に追加されており、 36,613 ㎡の公有地の有効活用が図られていない。	7,278 ㎡の八尾市土地開発公社保有地につき ましては、平成 23 年3月 30 日に 3,034 ㎡を市に	
			その内、売却処分の方針が出ているものが 15,741	買戻しました。残り 4,244 ㎡については、平成 25	を進めております。
			があるので、実質的には 20,872 ㎡が有効活用されて	賃戻しよした。残り4,244 に りいては、平成 25	きましては、平成 23 年3月 30 日に 3,034 ㎡を市
			いない。さらにその内、7.278 ㎡は八尾市土地開発公	一个人現在検討中です。	に買戻しました。残り 4.244 ㎡については、平成
			社が保有しており、毎年金融機関への支払利息分が	NO LINE IN THE STATE OF THE STA	25 年度を目途に取り扱いにつきまして結論を出
			簿価に加算されていっている。		すべく現在検討中です。
			これに対して、市では、公有地有効活用検討委員		
			会の委員を、政策推進担当部長、総務部長、財政部		
			長、人権文化ふれあい部長、こども未来部長、建築		
			都市部長、土木部長、学校教育部長が担当してお		
			り、横断的な体制により、公有地の有効化を図ってい		
			るところであるが、取り組みが十分とはいえない。		

19	財政課	八尾市土地開発	八尾市土地開発公社の先行取得用地は、期末簿	土地開発公社については、抜本的な改革の必	土地開発公社については、抜本的な改革の
		公社の先行取得	価のうち当初の地権者からの買収金額を示す用地	要性について、総務省より平成21年8月26日付	必要性について、総務省より平成 21 年8月 26
		用地の早期有効	費が 3,092 百万円(58%)に対して、金融機関からの	けで通知(土地開発公社の抜本改革について)	日付けで通知(土地開発公社の抜本改革につ
		活用について	借入による支払利息が、1,963 百万円(37%)を占め	が出されており、本市においても、平成 23 年6月	いて)が出されており、本市においても、平成 23
			ている。さらに、先行取得用地の買戻予定は、買戻	に策定した第2期行財政改革アクションプログラ	年6月に策定した第2期行財政改革アクション
			年度が平成 25 年度以降のものが、金額ベースで全	ムにて、土地開発公社のあり方についての方針	プログラムにて、土地開発公社のあり方につい
			体の 84%、面積ベースで全体の 72%を占めており、	を平成 25 年度までに確定することといたしまし	ての方針を平成25年度までに確定することとい
			今後も支払利息が八尾市土地開発公社保有の先行	た。	たしました。
			取得用地に累積していくことが確実である。	平成 23 年7月 20 日までの具体的な取組みと	平成 24 年1月 20 日までの具体的な取組みと
			市では、八尾市土地開発公社に無利息で資金を	しては、①先進市への視察②大阪府との協議③	しては、①先進市への視察②大阪府との協議
			貸し付ける等、支払利息の圧縮に努めているが、抜	庁内関係各課と土地開発公社による検討会議の	③庁内関係各課と土地開発公社による検討会
			本的な改善には至っていない。今後も、長期貸し付	開催などを行いました。	議の開催などを行いました。
			けを継続的に実施し、簿価の増加を防止することは、	今後も引き続き検討会議を開催し、土地開発	今後も引き続き検討会議を開催し、土地開発
			最低限必要な方策であるが、市の財政をこれ以上悪	公社の抜本的な対策を進める方針でございま	公社の抜本的な対策を進める方針でございま
			化させないためにも、さらに早期に抜本的な対策を講	す。	す。
			じる必要がある。		
			まず、道路事業用地については、都市計画との関		
			係上、早期に有効活用を図ることは困難であるが、		
			現在の財政状況を考慮の上、事業の実現可能性が		
			低い用地については、都市計画の変更、事業用地の		
			処分等の対策を講じられたい。また、その他の事業		
			用地については、公有地有効活用検討委員会等に		
			より有効活用策が検討されているが、一部の事業用		
			地について早期に有効活用を図られたい。		